

令和5年
給与等に関する報告資料

目 次

1 人事院の報告及び勧告の概要

公務員人事管理に関する報告の骨子	1
勤務時間に関する勧告の骨子	4
給与勧告の骨子	5

2 県職員給与関係資料

令和5年県職員給与実態調査の概要	7
第1表 給料表別職員数、平均年齢、平均経験年数及び 性別・学歴別人員構成比（令和5年4月1日）	8
第2表 給料表別平均給与月額（令和5年4月）	8
第3表 給料表別・職務の級別・号給別職員在職状況 （令和5年4月1日）	9
その1 行政職給料表	9
その2 公安職給料表	11
その3 研究職給料表	13
その4 医療職給料表（一）	14
その5 医療職給料表（二）	15
その6 医療職給料表（三）	16
その7 中学校・小学校教育職員給料表	18
その8 高等学校等教育職員給料表	20
第4表 給料表別・職務の級別・年齢別職員在職状況 （令和5年4月1日）	22
その1 行政職給料表	22
その2 公安職給料表	23
その3 研究職給料表	24
その4 医療職給料表（一）	25
その5 医療職給料表（二）	26
その6 医療職給料表（三）	27
その7 中学校・小学校教育職員給料表	28
その8 高等学校等教育職員給料表	29
第5表 給料表別扶養手当支給状況（令和5年4月）	30
第6表 給料表別地域手当支給状況（令和5年4月）	30
第7表 給料表別住居手当支給状況（令和5年4月）	31
第8表 給料表別通勤手当支給状況（令和5年4月）	31
第9表 給料表別特勤手当及びへき地手当支給状況 （令和5年4月）	32
第10表 給料表別管理職手当支給状況（令和5年4月）	32
第11表 再任用職員の給料表別・職務の級別在職状況 （令和5年4月1日）	33
第12表 任期付職員の区分別人員（令和5年4月1日）	34

3 民間給与等関係資料

令和5年職種別民間給与実態調査の概要	35
第13表 産業別・規模別調査事業所数	37
第14表 調査事業所の本・支店別構成	37
第15表 民間における職種別・学歴別・規模別初任給	38
第16表 民間における初任給の改定状況	38
第17表 職種別・規模別・学歴別民間給与額	39
その1 規模計	39
その2 企業規模500人以上	43
その3 企業規模100人以上500人未満	47
その4 企業規模100人未満	51
第18表 職種別・年齢階層別平均給与月額（規模計）	55
第19表 公民比較の対応表	68
第20表 民間における給与改定の状況	69
第21表 民間における定期昇給の実施状況	69
第22表 民間における家族手当の支給状況	69
第23表 民間における在宅勤務関連手当の支給状況	70
その1 在宅勤務の実施状況及び在宅勤務関連手当の支給状況	70
その2 在宅勤務関連手当の支給の検討状況	70
第24表 民間における特別給の支給状況	70
第25表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	71

4 生計費関係資料

令和5年4月の標準生計費算定方法の概要	73
第26表 費目別・世帯人員別生計費換算乗数	74
第27表 費目別・世帯人員別標準生計費（令和5年4月）	74
その1 全国	74
その2 松山市	74

5 労働経済指標関係資料

第28表 労働経済指標	76
その1 賃金・労働時間・消費支出・物価指数	76
その2 雇用・生産	78

1 人事院の報告及び勧告の概要

公務員人事管理に関する報告の骨子

○基本的な考え方

社会経済情勢や国際情勢が激変する中、国民の利益を守り、世界最高水準の行政サービスを提供し、活力ある社会を築く

→ 行政の経営管理力を高め、公務組織の各層に有為な人材を誘致・育成することが不可欠

→ 職員一人一人が躍動でき、Well-being が実現される環境整備が必要

1 公務組織を支える多様で有為な人材の確保のための一体的な取組

【課題認識】

公務組織を支える多様で有為な人材を確保するためには、採用試験を通じた新規学卒者等の確保・育成だけでは組織を維持することは難しく、民間企業等で多様な経験や高度な専門性を有する人材をより一層公務に誘致し、確保することが不可欠。これを実現するため、採用手法、人材育成、給与等の在り方について一体的な取組を推進していく必要

【課題への対応】

○民間と公務の知の融合の推進

・実務の中核を担う人材の積極的誘致

幅広い府省において、民間人材等を政策・事業の実施等を担う係長級の職員として採用する試験を創設

・官民人事交流の促進のための発信強化

交流経験者へのアンケート調査により、官民人事交流を通じて得られる効果等を把握し積極的に官民双方に向け発信

・公務組織への円滑な適応支援（オンボーディング）の充実

民間人材等が早期に職場に適応し能力発揮できるようにするため、オンボーディング研修の拡充や好事例の共有等

○採用試験の実施方法の見直し

採用試験改革を着実に進めるとともに、受験しやすい試験実施方法を実現する観点から、オンライン方式を活用した採用試験の実施に向けた課題等を整理・検討

○今後の公務に求められる人材の戦略的確保に向けた取組

・優秀な人材確保に資する採用戦略の検討

優秀な新規学卒者や民間人材、理系人材等の獲得に必要な採用戦略の在り方を多角的な観点から議論する場として、有識者を交えた意見交換スキームを創設

・人材確保を支える処遇の実現（令和6年給与アップデート）

潜在的志望者層の公務員給与の従来イメージを変えるため、採用時給与水準の改善や、役割・活躍に応じた給与上昇の拡大

✓ 新卒初任給の引上げ

✓ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ（若手・中堅優秀者の処遇引上げ、民間人材等の採用時給与のベース引上げ）

✓ 最優秀者のボーナスの上限引上げ

✓ 特定任期付職員のボーナス拡充

✓ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給

・非常勤職員制度の運用の在り方の検討

非常勤職員の人材確保も厳しさを増しているとの意見がある中、各府省の実態等を把握しつつ、制度の適切な運用の在り方等について検討

2 職員個々の成長を通じた組織パフォーマンスの向上施策

【課題認識】

職員のキャリア形成意識を各人の成長意欲等につなげ、組織全体のパフォーマンス向上等の原動力とすることが必要。そのため、職員個々のキャリアの明確化、幹部職員・管理職員のマネジメント力向上が不可欠。職員の学び直し、能力・実績に基づく登用等の推進も重要

【課題への対応】

○職員の自律的なキャリア形成・主体的な学びの促進

- ✓ 20～30 歳台の若手職員を対象としたキャリア支援研修やマネジメント層のキャリア支援力向上に資する取組を拡充
- ✓ 職員の自律的・主体的かつ継続的な学び・学び直しのため、内閣人事局や各府省と協力し、職員が学びに利用できる研修や研修教材等を整理・一覧化
- ✓ 職員個人の主体的な学びが仕事にいかされ、キャリアパスにつながることを実感し、次の成長の意欲となる「学びと仕事の好循環」の形成に向け、各府省との意見交換も踏まえながら分析・検討し、可能な支援を実施
- ✓ 職員の健康への配慮のほか、職務専念義務、職務の公正な執行、国民の公務への信頼の確保の必要性を踏まえつつ、職員としての成長や組織のパフォーマンス向上等につながるような兼業の在り方について、各府省等の意見を聞きながら検討

○個々の力を組織の力へつなげる取組

・組織パフォーマンス向上に資する人事管理の推進

人事評価結果を任用・給与へ適切に反映。制度内容の周知等、必要な指導・支援を実施。また、人事管理におけるデジタル活用について内閣人事局、デジタル庁や各府省とも連携し検討

・職員の役割・貢献に応じた処遇等の実現（令和6年給与アップデート）

役割や能力・実績等をより反映し、貢献にふさわしい処遇を実現

- ✓ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ
 - ✓ 本府省課室長級の俸給体系をより職責重視に見直し
 - ✓ 管理職員の超過勤務に対する手当支給拡大
 - ✓ 最優秀者のボーナスの上限引上げ
- 全国各地での行政サービスを維持するため勤務地の異なる人事配置を円滑化
- ✓ 地域手当の大きくくり化
 - ✓ 新幹線通勤に係る手当額見直し
 - ✓ 定年前再任用短時間勤務職員等に支給する手当の拡大

3 多様なワークスタイル・ライフスタイル実現と Well-being の土台となる環境整備

【課題認識】

価値観が多様化する中、個々の職員の事情を尊重した働き方を可能とする人事・給与制度の

整備推進は、職員がやりがいを持って生き生きと働くことができる環境づくりにつながり、ひいては公務職場の魅力向上にも資する。こうした観点から、より柔軟な働き方を推進する取組等も求められる。また、超過勤務の縮減等、Well-beingの土台となる職場環境整備も急務

【課題への対応】

○多様なワークスタイル・ライフスタイルを可能とする取組

・柔軟な働き方を実装するための制度改革の推進等

個々の職員の健康確保や希望に応じた働き方をより一層可能とするためのフレックスタイム制の見直し（※）、勤務間のインターバル確保、夏季休暇の使用可能期間及び年次休暇の使用単位の見直し、テレワークガイドラインの策定等

※一般の職員について、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することを可能とする（育児介護等職員に認められている措置の一般の職員への拡大）ための勤務時間法の改正を勧告

・仕事と生活の両立支援

各府省等の要望、民間の状況等を踏まえ必要な方策を検討、両立支援制度の整備・周知等に取組

・職員の選択を後押しする給与制度上の措置（令和6年給与アップデート）

働き方のニーズやライフスタイルが多様化する中で、職員の選択を給与制度上も後押し

✓ 扶養手当の見直し

✓ テレワーク関連手当の新設（本年勧告）

✓ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給、新幹線通勤に係る手当額見直し

○職員の Well-being の土台づくりに資する取組

・超過勤務の縮減 - 負のイメージの払拭に向けて

勤務時間調査・指導室における超過勤務時間の適正管理等の調査・指導について、地方官署への調査を新たに実施。今後体制強化を図り更に充実。国会対応業務について各府省に改善の取組を求め、引き続き関係各方面に理解と協力をお願い。業務量に応じた定員・人員確保の必要性を指摘。人事・給与関係業務の改善を実施

・職員の健康増進 - 公務版の「健康経営」の推進等

官民調査を実施し、健康管理体制の充実や効果的な健康管理施策の推進に向けて検討。心の健康に関する各取組を推進

・ゼロ・ハラスメントに向けた取組

本府省・地方機関の課長級以上の職員等に対し、ハラスメント防止対策に関する自身の役割の重要性の理解促進を図る研修を実施。相談担当者のニーズに応じた研修の充実やサポートするための体制整備の具体化等に取組

勤務時間に関する勧告の骨子

I 現状

- ・ 育児介護等職員については、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することが可能
- ・ 一般の職員については、本年4月のフレックスタイム制の改正により、コアタイム及び1日の最短勤務時間数を免除する日を、週1日を限度に各省各庁の長が設定することが可能に。ただし、勤務時間法の規定により、当該日を勤務しない日とすることまではできず、柔軟化の効果が限定的

II 必要性

- ・ 職員がやりがいを持って生き生きと働くことができる環境を作り、公務職場の魅力向上を図るため、職員の希望や事情に応じた時間や場所での勤務を可能とする、より柔軟な働き方を推進する取組が求められている
- ・ フレックスタイム制等の活用による柔軟な働き方の推進は、職員一人一人の能力発揮やワーク・ライフ・バランスの実現、健康確保を通じた公務職場の魅力向上につながるほか、公務能率の向上にも資するもの
- ・ 単身赴任者の帰省、遠隔地に居住する親宅の訪問、通院、主体的な学びのための大学院通学等のために、平日に勤務しない日を設けるニーズは一般の職員にも広く存在。近年、ワーク・ライフ・バランスがより重視されていること、定年引上げに伴い高齢の親族を有する職員の増加が見込まれること、学びの奨励等が進んでいること等に鑑みれば、これらのニーズは今後ますます高まる

III 概要

勤務時間法を改正し、一般の職員について、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することを可能とする。(育児介護等職員に認められている措置の一般の職員への拡大)

IV 施行日

令和7年4月1日

給与勧告の骨子

本年の給与勧告のポイント ～過去5年の平均と比べ、約10倍のベースアップ～

- ① 民間給与との較差：3,869円[0.96%]を解消するため、初任給を高卒：約8%[12,000円]、大卒：約6%[11,000円]引き上げる等、俸給表を引上げ改定
- ② ボーナスを0.10月分引上げ、民間の支給状況等を踏まえて期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分
- ③ テレワーク中心の働き方をする職員の光熱・水道費等の負担軽減のため、在宅勤務等手当を新設[月額：3,000円]

※ 過去5年の官民較差の額及び率の平均は、約360円(約0.1%)。大卒・高卒の初任給をともに10,000円を超えて引き上げるのは、平成2年以来33年ぶり
官民較差の額3,869円は、平成6年の3,975円以来、29年ぶりの水準。官民較差の率0.96%は、平成9年の1.02%以来、26年ぶりの水準

I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・国家公務員は、労働基本権が制約されており、代償措置としての人事院勧告（給与勧告）に基づき給与を決定
- ・国家公務員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与を支給する必要。給与勧告を通じて国家公務員に適正な処遇を確保することは、人材の確保等にも資するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・主な給与決定要素を揃えた精密な比較を実施し、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される常勤の民間従業員の給与水準と、常勤の国家公務員の給与水準を均衡させること（民間準拠）を基本として給与勧告

II 民間給与との比較に基づく給与改定等

1 民間給与との比較

[約11,900民間事業所の約46万人の個人別給与を調査（完了率82.6%）して、精密な比較を実施]

<月例給>

公務と民間の本年4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

- 民間給与との較差3,869円(0.96%) [行政職俸給表(一)適用職員…現行給与404,015円、平均年齢42.4歳]

<ボーナス>

昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の平均支給月数を比較

- 民間の支給割合4.49月 [公務の平均支給月数…現行4.40月]

2 給与改定の内容と考え方 [実施時期：令和5年4月1日（ボーナスは、法律の公布日）]

<月例給>

民間給与との較差(3,869円)を解消するため、俸給表を引上げ改定

[内訳：俸給3,431円 はね返し分(※)438円] ※ 俸給の改定により諸手当の額が増減する分

○ 俸給表

- ① 行政職俸給表(一)

- ・民間企業における初任給の動向や、公務において人材確保が喫緊の課題であること等を踏まえ、初任給を次のとおり引上げ
 - ◇一般職試験（高卒者）7.8%[12,000円] ◇一般職試験（大卒程度）5.9%[11,000円]
 - ◇総合職試験（大卒程度）5.8%[11,000円]
- ・初任給を始め若年層に重点を置き、そこから改定率を逡減させる形で引上げ改定（平均改定率：全体1.1%[1級5.2%、2級2.8%、3級1.0%、4級0.4%、5級以上0.3%]）
- ・定年前再任用短時間勤務職員の基準俸給月額について、各級の改定額を踏まえ、所要の引上げ改定

② その他の俸給表

- ・行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定（指定職俸給表は、行政職俸給表(一)10級の平均改定率[0.3%]と同程度の引上げ改定）

<ボーナス>

民間の支給状況に見合うよう引上げ 年間4.40月分→4.50月分（+0.10月分）

- ・民間の支給状況等を踏まえ、支給月数の引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分

（一般の職員の場合の支給月数）

	6月期	12月期
令和5年度 期末手当	1.20月（支給済み）	1.25月（現行1.20月）
勤勉手当	1.00月（支給済み）	1.05月（現行1.00月）
6年度 期末手当	1.225月	1.225月
以降 勤勉手当	1.025月	1.025月

<その他>

- ・初任給調整手当：医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定
- ・委員、顧問、参与等の手当：指定職俸給表の改定状況を踏まえ、支給限度額を引上げ

3 在宅勤務等手当の新設

在宅勤務等を中心とした働き方をする職員については、在宅勤務等に伴う光熱・水道費等の費用負担が特に大きいことを考慮し、その費用負担を軽減するため、当該職員を対象とした在宅勤務等手当を新設

<手当の概要>

- ・住居その他これに準ずる場所で、一定期間以上継続して1箇月当たり10日を超えて正規の勤務時間の全部を勤務することを命ぜられた職員に支給
- ・手当額は月額3,000円
- ・令和6年4月1日から実施
- ・在宅勤務等手当の新設に伴う通勤手当の取扱いを措置

4 非常勤職員の給与

本年4月、常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて非常勤職員の給与を改定するよう努める旨を、非常勤職員の給与に関する指針に追加。指針の内容に沿った適切な給与支給が行われるよう、各府省を指導

2 県職員給与関係資料

令和5年県職員給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった県職員給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的及び時期

この調査は、職員の給与等に関する報告及び勧告の基礎資料を得るため、令和5年4月1日現在の県職員給与の実態を調査したものである。

2 調査対象

令和5年4月1日に在職する職員で、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）、教育職員の給与に関する条例（昭和27年愛媛県条例第30号）、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年愛媛県条例第1号）及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年愛媛県条例第46号）の適用を受ける者

なお、これらの条例の適用を受ける職員であっても次に掲げる者は除く。

- (1) 期限付採用職員（ただし、一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の適用を受ける者（短時間勤務職員は除く。）は除く。）
- (2) 休職者
- (3) 育児休業及び介護休暇を受けている職員
- (4) 大学院修学休業中の職員
- (5) 再任用職員（第11表を除く。）
- (6) 公益的法人等派遣職員
- (7) 育児短時間勤務職員
- (8) 自己啓発等休業中の職員
- (9) 配偶者同行休業中の職員

したがって、公営企業管理局の職員及び技能労務職員は、含まれない。

3 調査事項

調査対象に該当した全職員の適用給料表、級・号給、給料月額、諸手当の実態等

第1表 給料表別職員数、平均年齢、平均経験年数及び性別・学歴別人員構成比(令和5年4月1日)

区分 給料表	職員数	平均年齢	平均 経験年数	性別人員構成比		学歴別人員構成比			
				男	女	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
全給料表	16,098	42.2	19.9	59.6	40.4	86.5	4.6	8.9	0.0
行政職	4,209	41.4	19.4	69.0	31.0	83.6	3.3	13.0	0.1
公安職	2,425	38.0	16.6	89.2	10.8	60.2	6.6	33.2	—
研究職	141	38.5	15.9	73.8	26.2	98.6	1.4	—	—
医療職(一)	21	41.7	18.2	57.1	42.9	100.0	—	—	—
医療職(二)	177	44.2	21.8	33.9	66.1	79.1	20.3	0.6	—
医療職(三)	123	42.5	19.8	7.3	92.7	55.3	43.9	0.8	—
中・小学校 教育職員	6,266	43.4	20.7	43.1	56.9	96.0	4.0	—	—
高等学校等 教育職員	2,736	44.4	21.6	60.0	40.0	93.7	3.4	2.9	—

(注) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の適用を受ける者及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の適用を受ける者は含まれていない(以下第11表までにおいて同じ。)

第2表 給料表別平均給与月額(令和5年4月)

区分 給料表	給料	扶養手当	地域手当	その他の手当									合計
				住居手当	管理職手当	単身赴任手当(基礎額)	特勤手当(へき地手当)	初任給調整手当	義務教育等特別手当	定時制通信教育手当	産業教育手当	小計	
全給料表	円 351,160	円 8,802	円 257	円 7,113	円 6,999	円 913	円 589	円 337	円 3,145	円 130	円 454	円 19,680	円 379,899
行政職	319,989	8,641	520	9,001	12,073	834	91	17	—	—	—	22,016	351,166
公安職	330,210	13,814	122	5,593	2,648	3,353	411	—	—	—	—	12,005	356,151
研究職	313,030	10,085	—	10,972	616	638	401	687	—	—	—	13,314	336,429
医療職(一)	448,623	6,333	78,727	8,095	37,090	4,286	—	200,690	—	—	—	250,161	783,844
医療職(二)	342,882	5,638	—	7,655	11,602	508	178	5,920	—	—	—	25,863	374,383
医療職(三)	330,836	5,207	—	10,365	6,146	976	—	—	—	—	—	17,487	353,530
中・小学校 教育職員	366,798	6,809	—	5,809	6,666	268	1,212	—	5,644	—	—	19,599	393,206
高等学校等 教育職員	384,533	9,487	—	8,157	3,650	362	153	—	5,576	764	2,673	21,335	415,355

(注) 1 給料には、教職調整額を含む。
2 特勤手当には特勤手当に準ずる手当を、へき地手当にはへき地手当に準ずる手当を含む。

第3表 給料表別・職務の級別・号給別職員在職状況

その1 行政職給料表

(令和5年4月1日)

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2						2			
3									
4		1							
5									2
6		1							
7		3							1
8		88							
9	7	3	5						
10		41	9						
11		8	10						
12	1	52	8						2
13	3	3	7						12
14		69	25						2
15	1	3	9						
16	5	36	16						2
17	17	1	11						
18		71	35					1	
19		16	11					3	
20	12	29	26	1				8	
21	4	28	6	1				10	
22	1	23	35					4	
23	2	33	11					5	
24	17	13	25	2					
25	3	23	3	1				2	
26	5	13	32	1				6	
27		38	10	4				3	
28	11	14	35	1				8	
29	116	18	11	3			11	1	
30	5	10	19	5			24		
31	4	3	16	4			43		
32	116	4	27	5	1		13	2	
33	7		12	7			6		
34	2	5	20	4			7	1	
35	3	1	15	3			2		
36	118	5	17	6			1		
37	24	1	12	4			8		
38	6	4	12	10					
39	1	2	11	3			3		
40	14	3	9	9			2		
41	6	1	6	5					
42			6	4			1		
43	2		6	5			2		
44	5	2	4	8					
45	7		11	7	1				
46	1	1	10	9					
47			6	14					
48	5		5	7					
49	5	1	4	11					
50			5	9					
51			3	23		15			
52	4		4	8	1	23			
53	5		1	18		43			
54	1		4	5		1			
55			3	27	2	4			
56	1		3	10	1	10			
57			1	21		16			
58			3	16	2	6			
59			2	35	1	8			
60	2		2	19	1				
61			1	15	3	1	4		
62				16					
63			1	17	2	1			
64	3		1	16		1			

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
65	1		1	34	2	1			
66			1	18	4				
67			3	19	4				
68			2	14	5	1			
69	1			25	10	2			
70			1	20	7				
71			1	31	10	2			
72	1			15	13				
73				34	15	1			
74				10	3	1			
75			2	22	5	1			
76				18	8				
77				24	7	2			
78				16	10				
79				10	17				
80				4	9	1			
81	1		4	17	95				
82			1	16	11				
83				15	18	2			
84			2	8	17				
85			2	24	59	28			
86			2	7	9				
87				24	18				
88				9	7				
89				23	25				
90				17	13				
91			1	16	31				
92				12	13				
93			1	17	115				
94			1	13					
95			1	17					
96			2	8					
97				30					
98				26					
99				21					
100				15					
101				332					
102			1						
103			1						
104									
105			2						
106			1						
107									
108			1						
109			1						
110			1						
111									
112									
113			13						
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125		1							
計	556	672	651	1,380	575	173	127	54	21

適用職員数	4,209
-------	-------

その2 公安職給料表

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2									
3									
4									
5							1		
6									
7	27								
8									
9									
10									
11	6								
12									
13	20								
14									
15	9								
16	20								
17									
18	5								
19	4								
20	16				1				
21									
22	9	1		1					
23	47	1							
24	21								
25									
26	12	3			2				
27	3	9			1				
28	51	30		3	7				
29		8		1	3				
30	13	7		4	6				6
31	7	5			2				
32	43	21		4	10				3
33	11	1	1	1	5				
34	4	13	1	1	13				1
35	5	1		1	3				1
36	1	24	10	2	10				
37		3	6	2	3				1
38	3	21	13	5	5				
39	1	7	2	3	5				
40	2	12	10	5	15				
41		15	5	3	6				
42	3	16	9	2	12				
43	3	19	6	4	7	1			
44	2	16	19	15	10			1	
45		10	6	17	7	1	1	4	
46		15	15	20	18		1	1	
47	1	14	3	13	9			4	
48	1	4	20	13	9	1			
49		6	7	16	11		2		
50	1	5	16	19	11	1	1		
51		5	11	15	17				
52		11	17	11	16	1	3		
53		2	19	7	12	3	8		
54	2	17	23	15	12	1	4		
55	1	7	11	8	10		10		
56			18	9	13	1	1		
57			12	7	11		3		
58	1		19	23	15	2	1		
59			13	2	9		5		
60		2	3	16	7	1	4		
61				6	11	2	4		
62	1		5	13	16		3		
63			4	3	7	1	5		
64		1	4	8	12	2	1		
65			2	8	8	2	4		
66		1	5	8	8	2	3		
67			3	4	10		3		
68			4	5	9	4	2		
69				6	9	2	5		
70			3	6	3		2		
71				7	15	3	3		
72			4	8	8	2	1		

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
73	人		人	人	人	人	人	人	人
74		1		7	10	1	2		
75			1	4	3		1		
76				2	9	2	3		
77			1	12	3	1	1		
78			4	6	7	2	3		
79			2	4	4		1		
80			1	2	6				
81			2	1	3	1			
82			1	6	6		1		
83			2	3	3	3	1		
84			1	1	5	1	1		
85			2	5	11	4	2		
86			1	2	8				
87				4	3	5			
88			1	1	3	4			
89				2	9	13			
90				4	2	2			
91				5	10	1			
92			1	1	4				
93		1	1	4	7	7			
94			1	1	6				
95				2	9				
96				2	3				
97				1	22				
98			1		7				
99				4	2				
100				1	4				
101					50				
102				1					
103				5					
104				1					
105			2	2					
106				2					
107				2					
108				3					
109									
110				1					
111				3					
112			1						
113				4					
114				2					
115				3					
116				2					
117				2					
118				4					
119				2					
120				1					
121				2					
122				1					
123									
124				3					
125			1	38					
126									
127									
128									
129									
130									
131			1						
132									
133									
134									
135									
136			1						
137									
138									
139									
140									
141									
計	356	335	359	521	654	81	97	10	12

適用職員数	2,425
-------	-------

その3 研究職給料表

号給	職務の級				
	1級	2級	3級	4級	5級
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20			1		
21					
22					
23					
24					
25					
26		2			
27			1		
28					
29	2	2			
30		2	1		
31			1		1
32	5	1	1		
33	1	1	1		
34		1	1		
35		4			
36	3		1		
37	4	1	1		
38		1			
39			1		
40	5	2	3		
41					
42		1			
43					
44	1				
45					
46	2		1		
47		3			
48	2	2	1		
49	1		1		
50	1				
51					
52	1	1			
53	2		2		
54	1	1	1		
55	3		1		
56		1			
57	2	1	1		
58	3		1		
59	1	1	1		
60	2				
61	1				
62				1	

号給	職務の級				
	1級	2級	3級	4級	5級
63	人	人	人	人	人
64			1		
65			1		
66	1				
67					
68					
69		1	2		
70					
71			1		
72	1	1			
73				1	
74					
75			1		
76			1		
77		1			
78			1		
79	1		1		
80					
81					
82					
83					
84			1		
85			1		
86			1		
87			2		
88					
89			22		
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102		1			
103					
104					
105					
106					
107					
108		1			
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
計	46	33	59	2	1

適用職員数 141

その4 医療職給料表(一)

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
1	人	人	人	人
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20	3			
21				
22		1		
23				
24				
25	1			
26				
27				
28	1			
29				
30				
31				
32	2			
33				
34				
35				
36	1			
37	1			
38				
39				
40			1	
41				
42				1
43				
44				
45				
46				
47				
48				
49				1
50				

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
51	人	人	人	人
52		1		
53				
54				
55				
56				1
57				
58				
59				
60				
61			1	
62				
63				
64				
65				4
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93		1		
94				
95				
96				
97				
計	9	3	2	7

適用職員数	21
-------	----

その5 医療職給料表(二)

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	人	人	人	人	人	人	人
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12		1					
13							
14					1		
15							
16		1					
17							
18					2		
19							
20		1					
21							
22		4		1			
23							
24		1					
25							
26		3					
27			1	1			
28		1					6
29		1	1				
30		4					
31		1					1
32		3	2	2			5
33			2				
34		3	3		1		1
35		1	1				1
36		5		2			
37			1	2			
38							1
39				1	1		
40				1			
41			1			1	
42				3	2		
43					2	1	
44			1	1	1	3	
45			1				
46		1		2			
47				1	1	1	
48					2	1	
49						1	
50					1	1	
51					1		
52				1	1	1	
53					3	1	
54							
55				1	1	2	
56							
57						1	
58				2	2	2	

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
59	人	人	人	人	人	人	人
60			1			1	
61					1		
62					1		
63					2		
64					1	1	
65					1	1	
66							
67					2		
68							
69					4		
70				1			
71					2		
72							
73							
74					2		
75							
76		1					
77					1		
78							
79							
80					1		
81					1		
82							
83							
84							
85							
86					1		
87							
88				1	1		
89					1		
90					1		
91					1		
92					1		
93					23		
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102				1			
103							
104							
105				1			
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
計	0	32	15	25	70	20	15

適用職員数 177

その6 医療職給料表(三)

号給	職務の級						
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	人	人	人	人	人	人	人
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12		1					
13							
14							
15							
16							
17		1					
18		10	1				
19							
20		2					
21							
22		7					
23					1		
24		1					
25							
26		3	1				
27							
28		1		1			
29							1
30							
31		1					
32		2		1			1
33				1			1
34							
35		1	1				
36		1					1
37				1			
38		1					
39				1			
40		1					
41							
42				1			
43						1	
44		1			1		
45					1		
46				1		1	
47						4	
48					1	1	
49		1					
50							
51					3		
52					1	1	
53					2		
54							
55							
56					2	1	
57			1				
58		1		1	1		
59					2		
60				1			
61					1		
62		1					
63							
64							
65		1					
66		1					
67							
68							
69					2		
70					1		
71					2		
72							

号給	職務の級						
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
73	人	人	人	人	人	人	人
74			1		2		
75				1	3		
76					1		
77			1				
78							
79					2		
80		1			1		
81							
82			1				
83					1		
84					1		
85							
86					1		
87					1		
88					2		
89							
90		1			1		
91							
92			1		1		
93							
94					3		
95							
96							
97					1		
98					2		
99					2		
100					1		
101					3		
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141		1					
142							
143							
144							

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
145	人	人	人	人	人	人	人
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
154							
155							
156							
157							
158							
159							
160							
161							
162							
163							
164							
165							
166							
167							
168							
169							
計	0	42	8	10	50	9	4

適用職員数	123
-------	-----

その7 中学校・小学校教育職員給料表

職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
	人	人	人	人	人		人	人	人	人	人
1						61		20			
2						62		21			
3						63		20	1		
4						64		41		1	
5						65		29			
6						66		27			
7						67		19	1		
8						68		44		1	
9						69		20			
10						70		40	1	2	
11						71		29	3	2	
12						72		33	3	3	
13						73		16	2	3	
14						74		27	4	17	
15		1				75		27	3	40	
16						76		36	4	29	
17		179				77		12	2	5	
18						78		20	1	17	
19						79		18	3	45	
20		167			4	80		34	3	15	
21		8			11	81		33	3	11	
22		5			39	82		26	4	11	
23		1			54	83		24	4	29	
24		181			37	84		34	2	14	
25		16			66	85		16	6	8	
26		1			33	86		32	3	12	
27					29	87		18	2	14	
28		140			35	88		42	1	8	
29		28			16	89		13	3	13	
30		2			14	90		28	1	8	
31		2			8	91		24	4	18	
32		121			9	92		37	1	6	
33		9			8	93		14	1	7	
34		14			3	94		32	1	5	
35					4	95		18		11	
36		122			5	96		51		2	
37		6			11	97		7	2	5	
38		37				98		29	2	4	
39		33				99		15	1		
40		86				100		29	1	2	
41		12				101		7		15	
42		15				102		31			
43		35				103		11	1		
44		53				104		40			
45		12				105		10			
46		26				106		32			
47		26				107		11			
48		80				108		38			
49		5				109		7			
50		26				110		39	1		
51		23				111		9			
52		64				112		41			
53		12	1			113		11			
54		38				114		40			
55		29				115		8	1		
56		45				116		33			
57		9				117		14	4		
58		29				118		40			
59		18				119		9			
60		43				120		46			

職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
	人	人	人	人	人
121		10			
122		38			
123		10			
124		42			
125		15			
126		39			
127		14			
128		40			
129		24			
130		38			
131		12			
132		40			
133		17			
134		40			
135		13			
136		23			
137		21			
138		45			
139		25			
140		48			
141		40			
142		58			
143		32			
144		61			
145		52			
146		69			
147		42			
148		66			
149		64			
150		61			
151		67			
152		71			
153		51			
154		69			
155		50			
156		75			
157		643			
計	0	5,416	81	383	386

適用職員数	6,266
-------	-------

その8 高等学校等教育職員給料表

号給	職務の級				4級
	1級	2級	特2級	3級	
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5		33			
6					
7					
8		17			
9	1	11			
10					
11					
12		26			
13		5			
14					
15					
16	1	17			
17		5			
18	1	1			
19					
20		32			
21		8			
22		7			
23		1			
24		21			
25		13			
26	2	10			1
27		2			1
28		22			
29		13			6
30	1	4			5
31		6			20
32		26			8
33		12			2
34		5			2
35		8			1
36	1	26			1
37	1	16			6
38	1	14			
39		7			
40		21			
41	1	6			
42	1	14			
43		7			
44	1	15			
45		8			
46		14			
47		11			
48	1	25			
49		12			
50	1	11			
51	1	7		1	
52	3	29			
53		17			
54	2	19			
55		9			
56		20			
57	1	12			
58	1	14		2	
59		5		4	
60	4	15		19	

号給	職務の級				4級
	1級	2級	特2級	3級	
61	人	人	人	人	人
62	3	31		3	
63	1	8		1	
64	2	18		21	
65		12		3	
66	3	17		1	
67		7		3	
68	1	15		13	
69	2	7		1	
70	3	14		6	
71	1	9		3	
72	4	17		3	
73		7		1	
74	3	17		6	
75	1	8		5	
76	2	13		5	
77		10		8	
78	3	28			
79		7			
80	1	16			
81		9			
82		16			
83		6			
84	1	28			
85		7			
86	1	14			
87		4			
88	3	24			
89		9			
90	2	24			
91		5			
92	2	26			
93		5			
94	1	31			
95		8			
96		34			
97		2			
98		48			
99		14			
100	1	34			
101		10			
102	1	31			
103		5			
104		25			
105		7			
106		30			
107		7			
108		25			
109		11			
110		37			
111		10			
112		30			
113		3			
114		27			
115		10			
116		31			
117	1	10			
118		29			
119		15			
120		29			

職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
	人	人	人	人	人
121		18			
122		19			
123		10			
124		23			
125		7			
126		25			
127		15			
128		30			
129		12			
130		27			
131		13			
132		14			
133		16			
134		22			
135		14			
136		13			
137		16			
138		25			
139		22			
140		16			
141		19			
142		22			
143		19			
144		36			
145		391			
146					
147					
148					
149					
150					
151					
152					
153					
計	69	2,502	0	112	53

適用職員数	2,736
-------	-------

第4表 給料表別・職務の級別・年齢別職員在職状況

その1 行政職給料表

(令和5年4月1日)

年齢 \ 職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	計
17歳以下	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
18歳	6									6
19	4									4
20	21									21
21	24									24
22	115									115
23	127	1								128
24	134									134
25	42	98								140
26	24	108								132
27	18	125								143
28	6	107				1				114
29	10	111								121
30	6	33	50			1				90
31	5	28	63							96
32	3	9	72							84
33	3	13	81							97
34	4	13	75							92
35	2	4	74							80
36		11	42	3						56
37		4	41	2						47
38	1	4	33	10						48
39		1	23	14						38
40	1		23	26	1					51
41			9	50	2					61
42		1	9	47	1					58
43			12	93	3					108
44			6	77	1					84
45			2	90	7					99
46			3	85	11					99
47			3	85	17	1		1		107
48		1	3	80	32	2				118
49			2	78	22	10	1			113
50			2	75	33	9	1			120
51			1	97	44	9	1			152
52			2	84	54	13	4			157
53			3	75	59	14	8			159
54			3	69	57	24	9	2		164
55			4	55	54	23	14	7		157
56			3	61	43	25	15	6	2	155
57			1	44	50	22	25	8	4	154
58			4	43	48	12	21	14	6	148
59			2	37	35	7	28	16	9	134
60歳以上					1					1
計	556	672	651	1,380	575	173	127	54	21	4,209
平均年齢	23.8歳	28.1歳	35.6歳	49.0歳	53.2歳	54.0歳	56.5歳	57.2歳	58.0歳	41.4歳

その2 公安職給料表

年齢	職務の級									
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	計
17歳以下	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
18歳	25									25
19	25									25
20	28									28
21	25									25
22	73									73
23	64	3								67
24	65	1								66
25	21	46								67
26	6	43								49
27	7	55								62
28	1	50	2				1			54
29	4	40	10							54
30	5	23	27	2						57
31	3	20	38	5						66
32	2	22	19	6						49
33	1	15	48	21						85
34	1	11	44	22	2					80
35		2	47	24	4					77
36		1	25	43	10					79
37			28	40	18					86
38			17	39	26					82
39		2	18	43	29					92
40			9	36	49					94
41			3	28	51	1				83
42			4	24	38	1	1			68
43			4	26	38	4				72
44			5	9	49	8	2			73
45			3	20	39	2	6			70
46				13	35	7	2			57
47			2	16	34	4	4			60
48				18	38	5	5			66
49		1	1	8	27	7	9			53
50			1	6	22	10	6			45
51				10	25	8	5			48
52				8	12	3	6	1		30
53			1	4	13	3	7	1		29
54			1	9	17	3	6		1	37
55			1	11	16	3	6		1	38
56			1	4	10		6	1	6	28
57				10	13	3	11	3		40
58				8	14	4	6	2	1	35
59				8	24	5	8	2	3	50
60歳以上					1					1
計	356	335	359	521	654	81	97	10	12	2,425
平均年齢	22.6歳	28.4歳	34.9歳	41.7歳	45.8歳	49.9歳	52.2歳	56.6歳	56.7歳	38.0歳

その3 研究職給料表

年齢 \ 職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	計
	人	人	人	人	人	人
17歳以下						
18歳						
19						
20						
21						
22	2					2
23	5					5
24	8					8
25	5					5
26	4					4
27	4					4
28	4					4
29	9					9
30		6				6
31	1	5				6
32		3				3
33	1					1
34	2	4				6
35		2				2
36		3				3
37	1	3				4
38						
39		1				1
40		3	2			5
41			4			4
42			2			2
43			6			6
44			3			3
45			2			2
46		1	4			5
47		2	2			4
48			3			3
49						
50			5	1		6
51			7	1		8
52			2			2
53			3			3
54			5			5
55			1			1
56			4			4
57			1			1
58			1			1
59			2		1	3
60歳以上						
計	46	33	59	2	1	141
平均年齢	26.7 歳	35.0 歳	48.8 歳	50.5 歳	59.0 歳	38.5 歳

その4 医療職給料表(一)

年齢	職務の級	1級	2級	3級	4級	計
		人	人	人	人	人
24歳以下						
25歳		1				1
26						
27		2				2
28		2				2
29		2				2
30		1				1
31			1			1
32						
33						
34		1				1
35						
36						
37						
38						
39			1			1
40						
41				1		1
42						
43						
44						
45						
46						
47						
48						
49					1	1
50			1			1
51				1		1
52						
53					1	1
54						
55						
56						
57						
58					1	1
59						
60						
61					2	2
62					1	1
63					1	1
64						
65歳以上						
計		9	3	2	7	21
平均年齢		28.6 歳	40.0 歳	46.0 歳	58.1 歳	41.7 歳

その5 医療職給料表(二)

年齢	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
		人	人	人	人	人	人	人	人
17歳以下									
18歳									
19									
20									
21									
22									
23									
24			1						1
25			2						2
26			3						3
27			6						6
28			11						11
29			4						4
30				1					1
31			1						1
32				3					3
33				5					5
34			1	1	3				5
35			1		4				5
36			1	1					2
37				2	3	1			6
38					3				3
39				1	3				4
40				1	2				3
41						2			2
42					1	2			3
43					1	5			6
44					1	4			5
45						1			1
46						8			8
47					1	7			8
48						2	1		3
49					1	5	2		8
50						1	2		3
51			1			3	3		7
52						4	2		6
53						4	2	1	7
54						6	2		8
55					2	3	2	2	9
56						2		1	3
57						2	2	3	7
58						6	2	6	14
59						2		2	4
60歳以上									
計		0	32	15	25	70	20	15	177
平均年齢		一歳	28.9歳	34.3歳	40.0歳	49.7歳	52.9歳	57.1歳	44.2歳

その6 医療職給料表(三)

職務の級 年齢	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
	人	人	人	人	人	人	人	人
17歳以下								
18歳								
19								
20								
21								
22								
23		8						8
24		5						5
25		8						8
26		3						3
27		1						1
28		2						2
29		1						1
30								
31		2						2
32			1					1
33		2						2
34			1	1				2
35		1						1
36				2				2
37								
38				1				1
39		2		1				3
40				1				1
41		1	1		1			3
42					1			1
43		3			2			5
44		1	1		5			7
45		1		2	4			7
46					3			3
47					1			1
48				1	2			3
49			2		5			7
50			1		3			4
51					3			3
52		1		1	4			6
53			1		7			8
54					2	1		3
55					2	1		3
56					2	4		6
57					1	1	1	3
58					1	2		3
59					1		3	4
60歳以上								
計	0	42	8	10	50	9	4	123
平均年齢	一歳	29.7歳	44.0歳	41.3歳	49.6歳	56.2歳	58.5歳	42.5歳

その7 中学校・小学校教育職員給料表

年齢	職務の級			3級	4級	計
	1級	2級	特2級			
	人	人		人	人	人
17歳以下						
18歳						
19						
20						
21						
22		163				163
23		170				170
24		207				207
25		173				173
26		145				145
27		166				166
28		137				137
29		112				112
30		118				118
31		129				129
32		99				99
33		91				91
34		102				102
35		113				113
36		98				98
37		112				112
38		91				91
39		122				122
40		101	1			102
41		100	2			102
42		108	3			111
43		106	2			108
44		97	5			102
45		115	12			127
46		108	10			118
47		108	11	7		126
48		107	10	15		132
49		133	5	41		179
50		155	7	51		213
51		160	1	63	1	225
52		182	1	40	3	226
53		208	3	56	17	284
54		220	2	40	49	311
55		248		31	70	349
56		191	1	15	43	250
57		230	4	11	64	309
58		208		4	77	289
59		181	1	9	61	252
60歳以上		2			1	3
計	0	5,416	81	383	386	6,266
平均年齢	一歳	41.7歳	47.6歳	52.1歳	56.4歳	43.4歳

その8 高等学校等教育職員給料表

年齢	職務の級			3級	4級	計
	1級	2級	特2級			
	人	人		人	人	人
17歳以下						
18歳						
19						
20	1					1
21	2					2
22		30				30
23		25				25
24	3	33				36
25	1	32				33
26	1	37				38
27	1	38				39
28	1	51				52
29		44				44
30	2	58				60
31	4	41				45
32	3	47				50
33	3	58				61
34	5	51				56
35	1	47				48
36	7	51				58
37	4	47				51
38	6	54				60
39	9	45				54
40	4	50				54
41	3	55				58
42	4	77				81
43	2	92				94
44		101				101
45		89				89
46	1	103				104
47		99				99
48		113				113
49		104				104
50		87		8		95
51		86		13	1	100
52	1	64		9		74
53		70		14		84
54		87		16	1	104
55		86		13	10	109
56		75		6	4	85
57		86		16	13	115
58		99		9	10	118
59		89		8	14	111
60歳以上		1				1
計	69	2,502	0	112	53	2,736
平均年齢	35.3 歳	43.9 歳	一歳	54.4 歳	57.1 歳	44.4 歳

第5表 給料表別扶養手当支給状況(令和5年4月)

区分 給料表	受給職員数		平均手当額		扶養親族数				平均扶養親族数	
	人員	割合	全職員	受給職員	配偶者	子	その他	計	全職員	受給職員
全給料表	人 6,690	% 41.6	円 8,802	円 21,179	人 3,540	人 10,046	人 246	人 13,832	人 0.9	人 2.1
行政職	1,806	42.9	8,641	20,139	1,077	2,412	71	3,560	0.8	2.0
公安職	1,446	59.6	13,814	23,167	1,003	2,465	15	3,483	1.4	2.4
研究職	65	46.1	10,085	21,877	37	100	1	138	1.0	2.1
医療職(一)	9	42.9	6,333	14,778	7	8	1	16	0.8	1.8
医療職(二)	51	28.8	5,638	19,569	19	72	3	94	0.5	1.8
医療職(三)	31	25.2	5,207	20,661	3	49	4	56	0.5	1.8
中・小学校 教育職員	2,057	32.8	6,809	20,742	801	3,070	110	3,981	0.6	1.9
高等学校等 教育職員	1,225	44.8	9,487	21,189	593	1,870	41	2,504	0.9	2.0

(注) この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。

第6表 給料表別地域手当支給状況(令和5年4月)

区分 給料表	受給職員数		平均手当額		支 給 区 分									
	人員	割合	全職員	受給職員	1級地(20%)		2級地及び医師(16%)		3級地(15%)		5級地(10%)		6級地(6%)	
					受給職員	平均手当額	受給職員	平均手当額	受給職員	平均手当額	受給職員	平均手当額	受給職員	平均手当額
全給料表	人 62	% 0.4	円 257	円 66,738	人 28	円 66,046	人 29	円 73,323	人 1	円 56,597	人 1	円 41,909	人 3	円 21,191
行政職	34	0.8	520	64,374	26	65,834	7	60,062	1	56,597	—	—	—	—
公安職	7	0.3	122	42,253	2	68,805	1	52,677	—	—	1	41,909	3	21,191
研究職	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療職(一)	21	100.0	78,727	78,727	—	—	21	78,727	—	—	—	—	—	—
医療職(二)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療職(三)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中・小学校 教育職員	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
高等学校等 教育職員	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

第7表 給料表別住居手当支給状況(令和5年4月)

区分 給料表	受給職員数		平均手当額		住居類型別職員数				単身赴任手当受給者の留守家族が居住する住居 借家・借間	
	人員	割合	全職員	受給職員	公営住宅	借家・借間	賄付き 下宿	光熱費 込み下宿	人員	平均手当額
	人	%	円	円	人	人	人	人	人	円
全給料表	4,631	28.8	7,113	24,727	5	4,601	—	—	35	13,200
行政職	1,549	36.8	9,001	24,458	1	1,545	—	—	7	13,200
公安職	546	22.5	5,593	24,840	1	525	—	—	24	13,221
研究職	63	44.7	10,972	24,556	1	62	—	—	—	—
医療職(一)	7	33.3	8,095	24,286	—	7	—	—	—	—
医療職(二)	56	31.6	7,655	24,196	—	56	—	—	—	—
医療職(三)	53	43.1	10,365	24,055	1	52	—	—	—	—
中・小学校 教育職員	1,467	23.4	5,809	24,811	—	1,466	—	—	1	13,500
高等学校等 教育職員	890	32.5	8,157	25,077	1	888	—	—	3	12,933

第8表 給料表別通勤手当支給状況(令和5年4月)

区分 給料表	受給職員数		平均手当額		交通機関等利用者		交通用具使用者		交通機関等と交通用具を併用する者	
	人員	割合	全職員	受給職員	人員	平均手当額	人員	平均手当額	人員	平均手当額
	人	%	円	円	人	円	人	円	人	円
全給料表	12,493	77.6	7,469	9,625	983	18,664	10,966	6,714	544	51,961
行政職	3,147	74.8	9,841	13,162	672	18,188	2,214	6,761	261	54,517
公安職	1,624	67.0	4,746	7,086	135	12,698	1,466	6,033	23	41,295
研究職	129	91.5	11,284	12,333	9	16,540	112	8,885	8	55,880
医療職(一)	11	52.4	8,495	16,218	5	25,799	6	8,233	—	—
医療職(二)	143	80.8	18,763	23,224	22	42,450	96	10,246	25	56,144
医療職(三)	90	73.2	11,144	15,230	15	32,256	70	9,833	5	39,707
中・小学校 教育職員	5,186	82.8	5,460	6,597	31	12,282	5,043	5,696	112	45,590
高等学校等 教育職員	2,163	79.1	9,736	12,315	94	24,834	1,959	9,378	110	53,935

(注) 手当額は、1箇月当たりの額である。

第9表 給料表別特勤手当及びへき地手当支給状況(令和5年4月)

区分 給料表	受給職員数		平均手当額		特勤6級地 へき地5級地		特勤5級地 へき地4級地		特勤4級地 へき地3級地		特勤3級地 へき地2級地		特勤2級地 へき地1級地		準へき地		準特勤 特別地	
	人員	割合	全職員	受給職員	人員	平均手当額	人員	平均手当額	人員	平均手当額	人員	平均手当額	人員	平均手当額	人員	平均手当額	人員	平均手当額
	人	%	円	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
全給料表	387	2.4	589	24,486	—	—	13	70,884	26	48,997	60	35,720	225	20,210	61	9,187	2	14,931
行政職	32	0.8	91	11,917	—	—	—	—	—	—	1	29,976	15	16,639	16	6,361	—	—
公安職	31	1.3	411	32,167	—	—	—	—	2	73,089	4	45,128	18	29,053	7	21,076	—	—
研究職	10	7.1	401	5,656	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10	5,656	—	—
医療職(一)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療職(二)	1	0.6	178	31,423	—	—	—	—	—	—	1	31,423	—	—	—	—	—	—
医療職(三)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中・小学校 教育職員	287	4.6	1,212	26,452	—	—	13	70,884	24	46,989	54	35,209	166	20,221	28	9,091	2	14,931
高等学校等 教育職員	26	1.0	153	16,077	—	—	—	—	—	—	—	—	26	16,077	—	—	—	—

(注) 特勤手当には特勤手当に準ずる手当を、へき地手当にはへき地手当に準ずる手当を含む。

第10表 給料表別管理職手当支給状況(令和5年4月)

区分 給料表	1種	2種	3種	4種	5種	6種	受給者計	手当受給者 一人当たり 平均手当額
	人	人	人	人	人	人	人	円
行政職	75	—	154	86	435	83	833	61,001
公安職	17	8	26	1	31	—	83	77,377
研究職	—	—	1	—	—	—	1	86,900
医療職(一)	5	—	1	1	—	—	7	111,271
医療職(二)	—	—	—	15	20	—	35	58,671
医療職(三)	—	—	—	4	9	—	13	58,154
中・小学校 教育職員	23	98	389	257	—	—	767	54,459
高等学校等 教育職員	15	38	62	50	—	—	165	60,518

第11表 再任用職員の給料表別・職務の級別在職状況(令和5年4月1日)

フルタイム勤務職員

給料表	職務の級				
	計	1 級	2 級	3 級	4 級
全 給 料 表	803 人	39 人	643 人	120 人	1 人
行 政 職	190	—	90	100	—
公 安 職	25	—	5	20	—
研 究 職	19	19	—	—	—
医 療 職 (二)	3	—	2	—	1
医 療 職 (三)	1	1	—	—	—
中・小学校教育職員	385	—	385	—	—
高等学校等教育職員	180	19	161	—	—

短時間勤務職員

給料表	職務の級				
	計	1 級	2 級	3 級	4 級
全 給 料 表	362 人	285 人	74 人	3 人	— 人
行 政 職	73	—	73	—	—
公 安 職	3	—	—	3	—
研 究 職	3	3	—	—	—
医 療 職 (二)	1	—	1	—	—
医 療 職 (三)	4	4	—	—	—
中・小学校教育職員	187	187	—	—	—
高等学校等教育職員	91	91	—	—	—

第12表 任期付職員の区分別人員(令和5年4月1日)

区 分	項 目	計	適 用 給 料 表
	第 2 条 第 2 項 任 期 付 職 員	1	医 療 職 給 料 表 (一)
	計	1	

(注) 第2条第2項任期付職員とは、一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第2項の規定により、任期を定めて採用された者をいう。

3 民間給与等関係資料

令和5年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的及び時期

この調査は、本県職員の給与等を検討するため、令和5年4月現在における民間給与等の実態を調査したものである。

2 調査機関

愛媛県人事委員会及び人事院

3 調査の範囲

(1) 調査対象事業所

令和5年4月分最終給与締切日現在において、全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 563事業所

(2) 調査対象職種

76職種（事務・技術関係職種22職種、その他の職種54職種）

4 調査対象の抽出

(1) 標本事業所の抽出

上記3の(1)に該当した事業所を、統計上の理論に従って、組織、規模、産業によって14層に層化し、これらの層から134事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第13表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。

なお、臨時の従業員及び役員は、全て除外した。

5 集 計

(1) 調査実人員

初任給関係166人（行政職に相当する調査実人員108人）、初任給関係以外の調査職種4,120人（行政職に相当する調査実人員3,317人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は25,196人であり、行政職に相当するものは16,808人である。）

(2) 集計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

6 用語の定義

- (1) 「きまって支給する給与」とは、基本給はもとより、家族手当、地域手当、通勤手当、住宅手当、役付手当、単身赴任手当、精勤手当、食事手当、職務手当、超過勤務手当、夜勤手当、休日手当、宿日直手当、裁量手当、年次有給休暇手当等月ごとに支給される全ての給与をいう。
- (2) 「時間外手当」とは、超過勤務手当、夜勤手当、宿日直手当、裁量手当、休日手当等きまって支給する給与に含まれる全ての時間外手当をいう。
- (3) 「通勤手当」には、通勤定期券、ガソリンなどの現物支給されたものを含む。

7 利用上の注意

- (1) 各表中「—」とあるのは、該当人員のないことを示す。
- (2) 各表中「※」とあるのは、調査実人員が5人以下であることを示す。

第13表 産業別・規模別調査事業所数

(令和5年職種別民間給与実態調査)

産業	企業規模			
	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
全 産 業	124 事業所	44 事業所	54 事業所	26 事業所
農 業 , 林 業 , 漁 業	0	0	0	0
鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業 , 建 設 業	6	4	2	0
製 造 業	60	18	26	16
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 、 情 報 通 信 業 、 運 輸 業 、 郵 便 業	21	9	7	5
卸 売 業 , 小 売 業	6	2	3	1
金 融 業 , 保 険 業 、 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	4	2	1	1
教 育 , 学 習 支 援 業 、 医 療 , 福 祉 、 サ ー ビ ス 業	27	9	15	3

(注) 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が1所、調査不能の事業所が9所あった。

第14表 調査事業所の本・支店別構成

(令和5年職種別民間給与実態調査)

企業規模	区分	本 店	支 店	計
	規 模 計		64 事業所	60 事業所
500人以上		8	36	44
100人以上500人未満		33	21	54
100人未満		23	3	26

(注) 「本店」とは支店・工場等を有する本店又は他に支店・工場等がなく企業が単一の事業所からなっているものを、「支店」とは支店・工場等をいう。

第15表 民間における職種別・学歴別・規模別初任給

(令和5年職種別民間給与実態調査)

職種	学歴	規模計	企業規模			
			500人以上	100人以上 500人未満	100人未満	
		円	円	円	円	
事務・技術関係職種	新卒事務員	大学院修士課程修了	※ 209,000	—	※ 209,000	—
		大学卒	201,059	202,166	197,251	※ 202,000
		短大卒	※ 164,967	※ 150,400	—	※ 180,000
		高校卒	165,201	※ 172,630	※ 158,654	—
	新卒技術者	大学院修士課程修了	233,122	233,122	—	—
		大学卒	203,070	※ 230,364	※ 195,435	—
		短大卒	※ 185,000	—	※ 185,000	—
		高校卒	164,888	※ 163,000	165,052	—
	新卒事務員・技術者計	大学院修士課程修了	228,447	233,122	※ 209,000	—
		大学卒	201,302	203,290	196,662	※ 202,000
		短大卒	※ 172,933	※ 150,400	※ 185,000	※ 180,000
		高校卒	165,032	171,025	162,944	—
その他	新卒船員	海上技術学校卒	—	—	—	—
	新卒高等学校教諭	大学卒	—	—	—	—
	新卒研究員	大学卒	—	—	—	—
	新卒研究補助員	短大卒	—	—	—	—
		高校卒	—	—	—	—
	準新卒医師	大学卒	300,000	300,000	—	—
	準新卒薬剤師	大学卒	※ 220,500	※ 220,500	—	—
	準新卒診療放射線技師	養成所卒	—	—	—	—
	新卒栄養士	短大卒	※ 160,850	※ 160,850	—	—
	準新卒看護師	養成所卒	201,446	201,910	※ 198,960	—
準新卒准看護師	養成所卒	—	—	—	—	

- (注) 1 金額は、きまって支給される給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。
- 2 「準新卒」とは、令和4年度中に資格免許を取得し、令和5年4月までの間に採用された場合をいう。
 なお、医師については、令和2年3月大学卒業後、令和2年度中に免許を取得し、2年間の臨床研修を修了した後、令和5年4月までの間に採用された者に限っている。
- 3 表中「—」とあるのは、該当人員のないことを示す。
- 4 表中「※」とあるのは、調査実人員が5人以下であることを示す。

第16表 民間における初任給の改定状況

(令和5年職種別民間給与実態調査)

学歴	企業規模	項目	採用あり	初任給の改定状況			採用なし
				増額	据置き	減額	
				%	%	%	
大学卒	計		21.2	(79.5)	(20.5)	(0.0)	78.8
	500人以上		31.7	(90.0)	(10.0)	(0.0)	68.3
	100人以上500人未満		19.0	(71.2)	(28.8)	(0.0)	81.0
	100人未満		10.8	(66.7)	(33.3)	(0.0)	89.2
高校卒	計		8.2	(80.9)	(19.1)	(0.0)	91.8
	500人以上		6.9	(66.7)	(33.3)	(0.0)	93.1
	100人以上500人未満		13.2	(86.0)	(14.0)	(0.0)	86.8
	100人未満		0.0	—	—	—	100.0

(注) ()内は、採用がある事業所を100とした割合である。

第17表 職種別・規模別・学歴別民間給与額

その1 規模計

(令和5年職種別民間給与実態調査)

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	
			きま って 支給 する 給与 (A)	うち時 間 外 手 当 (B)	(A)-(B)		
	人	歳	円	円	円		
事 務	支店長	9	54.4	628,337	15,642	612,695	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	6	54.8	639,689	22,950	616,739	
	短大卒	—	—	—	—	—	
	高校卒	3	53.5	604,129	59	604,070	
	中学卒	—	—	—	—	—	
事 務	工場長	4	57.1	770,997	0	770,997	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	2	56.6	763,087	0	763,087	
	短大卒	—	—	—	—	—	
	高校卒	2	57.5	778,361	0	778,361	
	中学卒	—	—	—	—	—	
技 術	事務部長	110	53.4	539,463	3,970	535,493	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	76	53.0	584,857	4,139	580,718	
	短大卒	13	52.2	450,195	5,511	444,684	
	高校卒	20	55.9	436,453	2,580	433,873	
	中学卒	1	54.5	471,000	0	471,000	
技 術	技術部長	68	53.8	677,922	4,102	673,820	同上
	大学卒	55	54.0	701,306	5,087	696,219	
	短大卒	6	52.2	633,956	0	633,956	
	高校卒	6	53.5	539,873	0	539,873	
	中学卒	1	54.5	547,420	0	547,420	
関 係	事務部次長	28	52.7	495,224	405	494,819	上記部長に事故等があるときの職務 代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長－課長間)
	大学卒	21	51.1	538,316	567	537,749	
	短大卒	2	53.9	398,261	0	398,261	
	高校卒	5	57.5	383,863	0	383,863	
	中学卒	—	—	—	—	—	
係	技術部次長	11	53.0	650,513	15,611	634,902	同上
	大学卒	8	55.0	756,569	22,612	733,957	
	短大卒	1	45.5	409,600	0	409,600	
	高校卒	2	50.0	416,200	0	416,200	
	中学卒	—	—	—	—	—	
職	事務課長	210	49.3	475,631	10,757	464,874	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	大学卒	140	48.5	481,228	8,881	472,347	
	短大卒	23	50.6	478,034	18,347	459,687	
	高校卒	47	51.5	454,756	13,559	441,197	
	中学卒	—	—	—	—	—	
種	技術課長	282	49.1	578,257	40,496	537,761	同上
	大学卒	181	47.6	604,097	48,566	555,531	
	短大卒	29	51.1	574,503	36,640	537,863	
	高校卒	72	52.8	495,805	16,011	479,794	
	中学卒	—	—	—	—	—	

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	
			きま って 支給 する 給与(A)	うち時間 外手当 (B)	(A)-(B)		
	人	歳	円	円	円		
事務	事務課長代理	98	44.8	411,847	20,190	391,657	前記課長に事故等があるときの職務代行者、課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者又は課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)
	大学卒	65	42.8	411,881	26,221	385,660	
	短大卒	8	48.8	375,420	4,269	371,151	
	高校卒	24	48.9	419,894	6,276	413,618	
	中学卒	1	51.5	592,202	82,170	510,032	
事務	技術課長代理	51	47.2	458,515	55,194	403,321	同 上
	大学卒	20	45.7	471,457	76,856	394,601	
	短大卒	6	43.9	453,003	58,596	394,407	
	高校卒	25	49.1	449,831	37,712	412,119	
	中学卒	—	—	—	—	—	
技 術	事務係長	238	45.8	381,031	36,690	344,341	係の長及び係長級専門職
	大学卒	131	43.0	377,775	32,878	344,897	
	短大卒	37	49.7	363,472	37,430	326,042	
	高校卒	68	49.5	400,106	45,410	354,696	
	中学卒	2	48.0	331,138	11,915	319,223	
技 術	技術係長	179	47.2	492,456	96,661	395,795	同 上
	大学卒	103	44.0	461,615	77,258	384,357	
	短大卒	15	47.4	541,870	136,622	405,248	
	高校卒	61	51.5	523,500	114,396	409,104	
	中学卒	—	—	—	—	—	
関 係	事務主任	273	41.9	306,509	26,470	280,039	中間職(係長一係員間)
	大学卒	159	39.5	311,687	30,248	281,439	
	短大卒	41	47.6	309,620	25,256	284,364	
	高校卒	73	44.4	292,956	18,504	274,452	
	中学卒	—	—	—	—	—	
関 係	技術主任	121	39.6	396,387	60,820	335,567	同 上
	大学卒	66	36.2	371,240	48,336	322,904	
	短大卒	25	44.1	411,859	73,532	338,327	
	高校卒	29	44.5	445,175	80,617	364,558	
	中学卒	1	42.5	422,945	82,845	340,100	
職 種	事務係員	1,077	38.4	266,262	24,239	242,023	
	大学卒	514	35.6	276,634	26,607	250,027	
	短大卒	207	39.3	248,593	21,006	227,587	
	高校卒	351	42.1	261,613	22,683	238,930	
	中学卒	5	45.3	259,750	23,656	236,094	
職 種	技術係員	558	37.2	383,627	69,629	313,998	
	大学卒	279	36.9	396,374	74,160	322,214	
	短大卒	110	36.4	374,705	68,930	305,775	
	高校卒	169	38.2	367,066	62,016	305,050	
	中学卒	—	—	—	—	—	

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考		
			きまっ て支 給す る給 与(A)	うち時 間外 手当 (B)	(A)-(B)			
技能・ 労務 関係 職種	電 話 交 換 手	人	歳	円	円	円	業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。 電話交換手については、見習、外国語の電話交換手を除く。	
	自家用乗用自動車運転手	—	—	—	—	—		
	守 衛	2	64.0	177,760	0	177,760		
	用 務 員	15	57.4	201,668	696	200,972		
海 事 関 係 職 種	遠 洋	船長・機関長	—	—	—	—	航行区域に限定のない総トン数20トン以上の船舶の乗組員	
		一等航海士・機関士	—	—	—	—		
		二等航海士・機関士	—	—	—	—		
		三等航海士・機関士	—	—	—	—		
		運 航 士	—	—	—	—		
		甲板長・操機長	—	—	—	—		
	近 海	甲板手・操機手	—	—	—	—		北緯63度から南緯11度の間及び東経94度から175度の間の水域を航行区域とする総トン数20トン以上の船舶の乗組員
		甲板員・機関員	—	—	—	—		
		船長・機関長	—	—	—	—		
		一等航海士・機関士	—	—	—	—		
		二等航海士・機関士	—	—	—	—		
		三等航海士・機関士	—	—	—	—		
沿 海 ・ 平 水	船長・機関長	10	46.6	672,418	40,227	632,191	港内又は湾内を航行区域とする総トン数5トン以上の船舶の乗組員	
	一等航海士・機関士	—	—	—	—	—		
	二等航海士・機関士	4	47.0	479,363	86,978	392,385		
	三等航海士・機関士	—	—	—	—	—		
	甲板長・操機長	—	—	—	—	—		
	甲板手・操機手	1	62.5	474,502	77,835	396,667		
	甲板員・機関員	3	39.8	344,506	54,353	290,153		

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	
			きまって 支給する 給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A)-(B)		
	人	歳	円	円	円		
教育 関係 職種	高等学校校長	2	64.0	574,266	0	574,266	
	高等学校教頭	7	59.8	482,689	686	482,003	
	高等学校教諭	70	42.0	382,170	2,571	379,599	
研究 関係 職種	研 究 所 長	—	—	—	—	—	構成員50人以上の所の長(取締役 兼任者を除く。)
	研究部(課)長	—	—	—	—	—	2室(係)以上又は構成員7人以上 の部(課)の長
	研究室(係)長	—	—	—	—	—	構成員3人以上の室(係)の長
	主任 研究員	—	—	—	—	—	下記研究員より上位のもの
	研 究 員	—	—	—	—	—	
	研 究 補 助 員	—	—	—	—	—	
医 療 関 係 職 種	病 院 長	2	66.5	1,747,800	225,000	1,522,800	部下に医師又は歯科医師5人以上
	副 院 長	8	59.9	1,427,969	157,224	1,270,745	上記病院長に事故等があるときの 職務代行者
	医 科 長	29	55.2	1,432,375	110,602	1,321,773	部下に医師又は歯科医師1人以上
	医 師	44	52.7	1,187,564	36,842	1,150,722	
	歯 科 医 師	3	44.5	857,593	54,205	803,388	
	薬 局 長	4	46.3	481,680	2,339	479,341	部下に薬剤師2人以上
	薬 剤 師	36	35.4	353,564	31,795	321,769	
	診療放射線技師	37	41.3	374,153	22,142	352,011	
	臨床検査技師	47	38.8	335,201	26,843	308,358	
	栄 養 士	31	37.1	244,687	4,298	240,389	
	理 学 療 法 士	61	38.7	309,625	2,192	307,433	
	作 業 療 法 士	40	36.7	287,170	1,896	285,274	
	総 看 護 師 長	8	56.5	455,426	11,349	444,077	部下に看護師長5人以上
看 護 師 長	74	47.8	428,768	26,180	402,588	部下に看護師又は准看護師5人以上	
看 護 師	182	39.9	348,968	40,488	308,480		
准 看 護 師	39	45.6	298,325	40,878	257,447		

その2 企業規模 500人以上

(令和5年職種別民間給与実態調査)

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	
			きま って 支給 する 給与 (A)	うち時 間 外 手 当 (B)	(A)-(B)		
事 務	支店長	8	53.8	616,574	17,908	598,666	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	5	54.0	623,743	28,189	595,554	
	短大卒	—	—	—	—	—	
	高校卒	3	53.5	604,129	59	604,070	
	中学卒	—	—	—	—	—	
工 場	工場長	3	58.5	818,461	0	818,461	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	1	60.5	901,500	0	901,500	
	短大卒	—	—	—	—	—	
	高校卒	2	57.5	778,361	0	778,361	
	中学卒	—	—	—	—	—	
事 務 部	事務部長	57	53.1	598,223	2,157	596,066	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	45	52.7	626,141	2,757	623,384	
	短大卒	3	52.8	538,267	0	538,267	
	高校卒	9	55.2	484,572	0	484,572	
	中学卒	—	—	—	—	—	
技 術	技術部長	54	54.3	721,288	5,271	716,017	同 上
	大学卒	50	54.1	723,589	5,651	717,938	
	短大卒	2	57.0	814,147	0	814,147	
	高校卒	2	57.0	606,600	0	606,600	
	中学卒	—	—	—	—	—	
関 係	事務部次長	12	51.3	586,144	0	586,144	上記部長に事故等があるときの職務 代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長—課長間)
	大学卒	11	51.6	606,717	0	606,717	
	短大卒	1	49.5	420,930	0	420,930	
	高校卒	—	—	—	—	—	
	中学卒	—	—	—	—	—	
係	技術部次長	6	54.7	846,912	29,821	817,091	同 上
	大学卒	6	54.7	846,912	29,821	817,091	
	短大卒	—	—	—	—	—	
	高校卒	—	—	—	—	—	
	中学卒	—	—	—	—	—	
課	事務課長	152	49.2	491,731	12,854	478,877	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	大学卒	105	48.2	491,050	10,794	480,256	
	短大卒	16	51.2	500,266	26,374	473,892	
	高校卒	31	51.9	489,987	14,206	475,781	
	中学卒	—	—	—	—	—	
種	技術課長	220	49.2	611,346	45,220	566,126	同 上
	大学卒	154	47.7	623,575	51,929	571,646	
	短大卒	18	51.6	630,473	48,511	581,962	
	高校卒	48	54.5	548,875	14,577	534,298	
	中学卒	—	—	—	—	—	

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令 和 5 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	
			き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A)-(B)		
	人	歳	円	円	円		
事 務	事務課長代理	63	45.4	415,992	14,954	401,038	前記課長に事故等があるときの職務代行者、課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者又は課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)
	大学卒	34	42.4	414,551	21,475	393,076	
	短大卒	6	48.5	380,218	5,729	374,489	
	高校卒	22	49.0	423,337	5,457	417,880	
	中学卒	1	51.5	592,202	82,170	510,032	
務	技術課長代理	25	47.6	509,629	81,986	427,643	同上
	大学卒	10	45.0	532,659	142,952	389,707	
	短大卒	2	48.1	604,786	132,140	472,646	
	高校卒	13	49.3	481,458	32,770	448,688	
	中学卒	—	—	—	—	—	
技 術	事務係長	146	46.6	404,965	35,193	369,772	係の長及び係長級専門職
	大学卒	77	44.3	401,809	29,342	372,467	
	短大卒	21	50.0	385,428	38,902	346,526	
	高校卒	48	49.3	420,774	44,580	376,194	
	中学卒	—	—	—	—	—	
術	技術係長	127	48.5	525,861	106,648	419,213	同上
	大学卒	67	44.8	499,016	86,388	412,628	
	短大卒	8	50.1	610,841	161,380	449,461	
	高校卒	52	52.3	541,920	120,127	421,793	
	中学卒	—	—	—	—	—	
関	事務主任	174	42.4	315,147	27,728	287,419	中間職(係長一係員間)
	大学卒	99	39.7	320,519	32,536	287,983	
	短大卒	29	48.5	315,600	29,466	286,134	
	高校卒	46	45.0	302,110	15,211	286,899	
	中学卒	—	—	—	—	—	
係	技術主任	78	40.6	428,327	70,592	357,735	同上
	大学卒	41	35.7	385,429	55,152	330,277	
	短大卒	17	47.2	445,368	86,384	358,984	
	高校卒	20	47.3	522,323	96,227	426,096	
	中学卒	—	—	—	—	—	
職	事務係員	539	38.1	274,520	27,342	247,178	
	大学卒	243	34.8	282,953	29,382	253,571	
	短大卒	97	37.7	259,538	25,539	233,999	
	高校卒	198	42.2	272,893	26,013	246,880	
	中学卒	1	43.5	198,200	0	198,200	
種	技術係員	356	37.5	415,037	78,084	336,953	
	大学卒	191	37.0	420,733	80,833	339,900	
	短大卒	68	36.5	406,850	78,220	328,630	
	高校卒	97	39.5	409,594	72,352	337,242	
	中学卒	—	—	—	—	—	

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考		
			きまっ て 支給 する 給 与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A)-(B)			
技能・ 労務 関係 職種	電 話 交 換 手	人	歳	円	円	円	業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。 電話交換手については、見習、外国語の電話交換手を除く。	
	自家用乗用自動車運転手	—	—	—	—	—		
	守 衛	—	—	—	—	—		
	用 務 員	3	44.8	222,509	4,809	217,700		
海 事 関 係 職 種	遠 洋	船長・機関長	—	—	—	—	航行区域に限定のない総トン数20トン以上の船舶の乗組員	
		一等航海士・機関士	—	—	—	—		
		二等航海士・機関士	—	—	—	—		
		三等航海士・機関士	—	—	—	—		
		運 航 士	—	—	—	—		
		甲板長・操機長	—	—	—	—		
	近 海	甲板手・操機手	—	—	—	—		北緯63度から南緯11度の間及び東経94度から175度の間の水域を航行区域とする総トン数20トン以上の船舶の乗組員
		甲板員・機関員	—	—	—	—		
		船長・機関長	—	—	—	—		
		一等航海士・機関士	—	—	—	—		
沿 海 ・ 平 水	二等航海士・機関士	—	—	—	—	港内又は湾内を航行区域とする総トン数5トン以上の船舶の乗組員		
	三等航海士・機関士	—	—	—	—			
	甲板長・操機長	—	—	—	—			
	甲板手・操機手	—	—	—	—			
	甲板員・機関員	—	—	—	—			
	船長・機関長	—	—	—	—			

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	
			きまって 支給する 給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A)-(B)		
	人	歳	円	円	円		
教育 関 係 職 種	高等学校校長	—	—	—	—		
	高等学校教頭	—	—	—	—		
	高等学校教諭	—	—	—	—		
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	—	—	—	—	構成員50人以上の所の長(取締役 兼任者を除く。)	
	研 究 部 (課) 長	—	—	—	—	2室(係)以上又は構成員7人以上 の部(課)の長	
	研 究 室 (係) 長	—	—	—	—	構成員3人以上の室(係)の長	
	主 任 研 究 員	—	—	—	—	下記研究員より上位のもの	
	研 究 員	—	—	—	—		
	研 究 補 助 員	—	—	—	—		
医 療 関 係 職 種	病 院 長	2	66.5	1,747,800	225,000	1,522,800	部下に医師又は歯科医師5人以上
	副 院 長	8	59.9	1,427,969	157,224	1,270,745	上記病院長に事故等があるときの 職務代行者
	医 科 長	25	52.5	1,338,995	158,791	1,180,204	部下に医師又は歯科医師1人以上
	医 師	22	32.7	773,034	70,511	702,523	
	歯 科 医 師	3	44.5	857,593	54,205	803,388	
	薬 局 長	3	46.2	432,151	4,718	427,433	部下に薬剤師2人以上
	薬 剤 師	26	35.2	372,387	56,508	315,879	
	診療放射線技師	32	39.8	363,948	29,844	334,104	
	臨床検査技師	43	38.8	343,962	31,413	312,549	
	栄 養 士	21	38.0	248,193	7,537	240,656	
	理 学 療 法 士	35	40.2	330,931	6,890	324,041	
	作 業 療 法 士	18	40.7	304,238	3,603	300,635	
	総 看 護 師 長	4	54.3	496,658	4,233	492,425	部下に看護師長5人以上
看 護 師 長	49	46.9	446,333	28,156	418,177	部下に看護師又は准看護師5人以上	
看 護 師	102	37.1	357,935	41,993	315,942		
准 看 護 師	10	56.0	319,342	34,692	284,650		

その3 企業規模 100人以上500人未満

(令和5年職種別民間給与実態調査)

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	
			きま って 支給 する 給与 (A)	うち時 間 外 手 当 (B)	(A)-(B)		
	人	歳	円	円	円		
事 務 系	支店長	1	58.5	709,540	0	709,540	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	1	58.5	709,540	0	709,540	
	短大卒	—	—	—	—	—	
	高校卒	—	—	—	—	—	
	中学卒	—	—	—	—	—	
事 務 系	工場長	1	52.5	613,900	0	613,900	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	1	52.5	613,900	0	613,900	
	短大卒	—	—	—	—	—	
	高校卒	—	—	—	—	—	
	中学卒	—	—	—	—	—	
技 術 系	事務部長	43	53.1	488,720	7,333	481,387	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	27	52.9	533,428	7,018	526,410	
	短大卒	8	52.1	409,928	9,181	400,747	
	高校卒	8	54.5	415,928	6,562	409,366	
	中学卒	—	—	—	—	—	
技 術 系	技術部長	13	52.2	532,983	0	532,983	同上
	大学卒	4	53.7	516,406	0	516,406	
	短大卒	4	50.6	572,981	0	572,981	
	高校卒	4	51.8	507,720	0	507,720	
	中学卒	1	54.5	547,420	0	547,420	
関 係 職 種	事務部次長	13	53.0	448,120	807	447,313	上記部長に事故等があるときの職務 代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長—課長間)
	大学卒	9	51.0	485,139	1,159	483,980	
	短大卒	1	58.5	374,700	0	374,700	
	高校卒	3	57.2	359,360	0	359,360	
	中学卒	—	—	—	—	—	
関 係 職 種	技術部次長	5	51.1	434,736	0	434,736	同上
	大学卒	2	56.0	473,200	0	473,200	
	短大卒	1	45.5	409,600	0	409,600	
	高校卒	2	50.0	416,200	0	416,200	
	中学卒	—	—	—	—	—	
関 係 職 種	事務課長	48	50.6	442,920	6,085	436,835	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	大学卒	29	50.1	457,151	3,104	454,047	
	短大卒	6	48.5	437,060	0	437,060	
	高校卒	13	52.7	411,941	15,904	396,037	
	中学卒	—	—	—	—	—	
関 係 職 種	技術課長	50	49.8	443,979	17,277	426,702	同上
	大学卒	25	48.1	453,733	23,087	430,646	
	短大卒	11	50.0	433,967	6,833	427,134	
	高校卒	14	52.7	433,344	14,406	418,938	
	中学卒	—	—	—	—	—	

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令 和 5 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	
			き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A)-(B)		
	人	歳	円	円	円		
事 務	事務課長代理	27	43.4	414,196	27,776	386,420	前記課長に事故等があるときの職務代行者、課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者又は課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)
	大学卒	24	42.6	417,641	29,851	387,790	
	短大卒	1	56.5	375,000	0	375,000	
	高校卒	2	47.9	388,141	13,834	374,307	
	中学卒	—	—	—	—	—	
技 術	技術課長代理	26	46.8	409,931	29,727	380,204	同 上
	大学卒	10	46.3	413,209	13,951	399,258	
	短大卒	4	42.2	391,769	28,926	362,843	
	高校卒	12	48.9	413,633	43,367	370,266	
	中学卒	—	—	—	—	—	
技 術	事務係長	63	44.8	337,699	39,458	298,241	係の長及び係長級専門職
	大学卒	35	41.6	330,597	33,743	296,854	
	短大卒	12	48.6	338,577	38,314	300,263	
	高校卒	15	49.4	356,121	56,788	299,333	
	中学卒	1	42.5	306,000	0	306,000	
技 術	技術係長	47	42.0	382,889	65,919	316,970	同 上
	大学卒	33	41.4	380,877	59,658	321,219	
	短大卒	6	42.6	433,952	104,947	329,005	
	高校卒	8	44.1	356,902	63,893	293,009	
	中学卒	—	—	—	—	—	
関 係	事務主任	75	41.0	298,505	24,845	273,660	中間職(係長一係員間)
	大学卒	48	39.4	299,334	27,011	272,323	
	短大卒	11	44.5	289,007	12,441	276,566	
	高校卒	16	43.4	302,332	26,604	275,728	
	中学卒	—	—	—	—	—	
関 係	技術主任	41	37.8	346,130	44,900	301,230	同 上
	大学卒	25	36.9	346,083	36,252	309,831	
	短大卒	8	38.1	348,888	49,382	299,506	
	高校卒	7	39.5	333,783	62,890	270,893	
	中学卒	1	42.5	422,945	82,845	340,100	
職 種	事務係員	415	38.5	262,581	20,613	241,968	
	大学卒	218	36.2	276,570	24,798	251,772	
	短大卒	80	40.2	237,139	12,617	224,522	
	高校卒	114	42.4	248,463	16,332	232,131	
	中学卒	3	46.2	297,481	45,715	251,766	
職 種	技術係員	181	36.0	283,100	43,707	239,393	
	大学卒	82	36.8	297,638	47,530	250,108	
	短大卒	41	36.3	269,869	38,865	231,004	
	高校卒	58	34.8	272,471	41,826	230,645	
	中学卒	—	—	—	—	—	

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考		
			きまっ て 支給す る 給 与 (A)	うち時 間 外手 当 (B)	(A)-(B)			
技能・ 労務 関係 職種	電 話 交 換 手	人	歳	円	円	円	業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。 電話交換手については、見習、外国語の電話交換手を除く。	
	自家用乗用自動車運転手	—	—	—	—	—		
	守 衛	—	—	—	—	—		
	用 務 員	12	59.5	198,144	0	198,144		
海 事 関 係 職 種	遠 洋	船長・機関長	—	—	—	—	航行区域に限定のない総トン数20トン以上の船舶の乗組員	
		一等航海士・機関士	—	—	—	—		
		二等航海士・機関士	—	—	—	—		
		三等航海士・機関士	—	—	—	—		
		運 航 士	—	—	—	—		
		甲板長・操機長	—	—	—	—		
	近 海	甲板手・操機手	—	—	—	—		北緯63度から南緯11度の間及び東経94度から175度の間の水域を航行区域とする総トン数20トン以上の船舶の乗組員
		甲板員・機関員	—	—	—	—		
		船長・機関長	—	—	—	—		
		一等航海士・機関士	—	—	—	—		
沿 海 ・ 平 水	二等航海士・機関士	—	—	—	—	港内又は湾内を航行区域とする総トン数5トン以上の船舶の乗組員		
	三等航海士・機関士	—	—	—	—			
	甲板長・操機長	—	—	—	—			
	甲板手・操機手	—	—	—	—			
	甲板員・機関員	—	—	—	—			
	船長・機関長	—	—	—	—			

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	
			きまって 支給する 給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A)-(B)		
	人	歳	円	円	円		
教育 関係 職種	高等学校校長	2	64.0	574,266	0	574,266	
	高等学校教頭	7	59.8	482,689	686	482,003	
	高等学校教諭	70	42.0	382,170	2,571	379,599	
研究 関係 職種	研究所長	—	—	—	—	—	構成員50人以上の所の長(取締役 兼任者を除く。)
	研究部(課)長	—	—	—	—	—	2室(係)以上又は構成員7人以上 の部(課)の長
	研究室(係)長	—	—	—	—	—	構成員3人以上の室(係)の長
	主任研究員	—	—	—	—	—	下記研究員より上位のもの
	研究員	—	—	—	—	—	
医 療 関 係 職 種	研究補助員	—	—	—	—	—	
	病 院 長	—	—	—	—	—	部下に医師又は歯科医師5人以上
	副 院 長	—	—	—	—	—	上記病院長に事故等があるときの 職務代行者
	医 科 長	3	58.2	1,784,933	0	1,784,933	部下に医師又は歯科医師1人以上
	医 師	19	62.1	1,364,195	27,553	1,336,642	
	歯 科 医 師	—	—	—	—	—	
	薬 局 長	1	46.5	530,400	0	530,400	部下に薬剤師2人以上
	薬 剤 師	9	35.5	329,384	2,916	326,468	
	診療放射線技師	5	45.3	400,919	1,941	398,978	
	臨床検査技師	4	38.8	287,085	1,742	285,343	
	栄 養 士	10	36.4	242,158	1,962	240,196	
	理 学 療 法 士	26	37.9	300,237	121	300,116	
	作 業 療 法 士	22	35.9	283,572	1,537	282,035	
総 看 護 師 長	3	57.5	470,588	9,688	460,900	部下に看護師長5人以上	
看 護 師 長	25	48.6	410,424	24,116	386,308	部下に看護師又は准看護師5人以上	
看 護 師	80	42.4	340,792	39,116	301,676		
准 看 護 師	29	44.4	296,028	41,554	254,474		

その4 企業規模 100人未満

(令和5年職種別民間給与実態調査)

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	
			きま って 支給 する 給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A)-(B)		
	人	歳	円	円	円		
事 務	支店長	—	—	—	—	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)	
	大学卒	—	—	—	—		
	短大卒	—	—	—	—		
	高校卒	—	—	—	—		
工 場	工場長	—	—	—	—	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)	
	大学卒	—	—	—	—		
	短大卒	—	—	—	—		
	高校卒	—	—	—	—		
技 術	事務部長	10	56.4	454,808	0	454,808	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	4	55.8	509,400	0	509,400	
	短大卒	2	52.0	476,005	0	476,005	
	高校卒	3	60.8	362,490	0	362,490	
	中学卒	1	54.5	471,000	0	471,000	
技 術	技術部長	1	51.5	447,300	0	447,300	同 上
	大学卒	1	51.5	447,300	0	447,300	
	短大卒	—	—	—	—	—	
	高校卒	—	—	—	—	—	
	中学卒	—	—	—	—	—	
関 係	事務部次長	3	55.2	432,823	0	432,823	上記部長に事故等があるときの職務 代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長—課長間)
	大学卒	1	49.5	471,600	0	471,600	
	短大卒	—	—	—	—	—	
	高校卒	2	58.0	413,435	0	413,435	
	中学卒	—	—	—	—	—	
職 種	技術部次長	—	—	—	—	—	同 上
	大学卒	—	—	—	—	—	
	短大卒	—	—	—	—	—	
	高校卒	—	—	—	—	—	
	中学卒	—	—	—	—	—	
職 種	事務課長	10	45.6	380,290	0	380,290	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	大学卒	6	45.5	412,383	0	412,383	
	短大卒	1	52.5	379,950	0	379,950	
	高校卒	3	43.5	316,217	0	316,217	
	中学卒	—	—	—	—	—	
職 種	技術課長	12	44.5	341,775	20,603	321,172	同 上
	大学卒	2	39.0	371,770	3,407	368,363	
	短大卒	—	—	—	—	—	
	高校卒	10	45.6	335,776	24,042	311,734	
	中学卒	—	—	—	—	—	

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	
			きま って 支給 する 給与(A)	うち時間 外手当 (B)	(A)-(B)		
事務	事務課長代理	8	45.3	379,729	28,092	351,637	前記課長に事故等があるときの職務代行者、課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者又は課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職中間職(課長一係長間)
	大学卒	7	45.4	383,819	32,105	351,714	
	短大卒	1	44.5	351,100	0	351,100	
	高校卒	—	—	—	—	—	
	中学卒	—	—	—	—	—	
技術	技術課長代理	—	—	—	—	—	同 上
	大学卒	—	—	—	—	—	
	短大卒	—	—	—	—	—	
	高校卒	—	—	—	—	—	
	中学卒	—	—	—	—	—	
事務	事務係長	29	44.0	348,389	38,623	309,766	係の長及び係長級専門職
	大学卒	19	40.2	355,184	45,793	309,391	
	短大卒	4	51.0	315,143	27,920	287,223	
	高校卒	5	50.9	347,613	22,907	324,706	
	中学卒	1	53.5	356,149	23,769	332,380	
技術	技術係長	5	47.7	317,248	27,913	289,335	同 上
	大学卒	3	49.5	267,409	9,984	257,425	
	短大卒	1	43.5	349,822	32,922	316,900	
	高校卒	1	46.5	434,190	76,690	357,500	
	中学卒	—	—	—	—	—	
関	事務主任	24	41.1	265,244	21,637	243,607	中間職(係長一係員間)
	大学卒	12	37.9	277,640	21,550	256,090	
	短大卒	1	52.5	328,148	23,348	304,800	
	高校卒	11	43.5	246,004	21,577	224,427	
	中学卒	—	—	—	—	—	
係	技術主任	2	40.0	257,252	27,327	229,925	同 上
	大学卒	—	—	—	—	—	
	短大卒	—	—	—	—	—	
	高校卒	2	40.0	257,252	27,327	229,925	
	中学卒	—	—	—	—	—	
職	事務係員	123	40.2	234,966	19,770	215,196	
	大学卒	53	37.2	243,457	19,615	223,842	
	短大卒	30	43.9	229,475	21,696	207,779	
	高校卒	39	41.2	227,450	19,006	208,444	
	中学卒	1	45.5	242,800	0	242,800	
種	技術係員	21	34.7	224,965	17,805	207,160	
	大学卒	6	34.0	222,194	21,217	200,977	
	短大卒	1	22.5	170,506	1,206	169,300	
	高校卒	14	35.9	230,043	17,528	212,515	
	中学卒	—	—	—	—	—	

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考		
			きまっ て支 給す る給 与(A)	うち時 間外 手当 (B)	(A)-(B)			
技能・ 労務 関係 職種	電 話 交 換 手	人	歳	円	円	円	業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。 電話交換手については、見習、外国語の電話交換手を除く。	
	自家用乗用自動車運転手	—	—	—	—	—		
	守 衛	2	64.0	177,760	0	177,760		
	用 務 員	—	—	—	—	—		
海 事 関 係 職 種	遠 洋	船長・機関長	—	—	—	—	航行区域に限定のない総トン数20トン以上の船舶の乗組員	
		一等航海士・機関士	—	—	—	—		
		二等航海士・機関士	—	—	—	—		
		三等航海士・機関士	—	—	—	—		
		運 航 士	—	—	—	—		
		甲板長・操機長	—	—	—	—		
	近 海	甲板手・操機手	—	—	—	—		北緯63度から南緯11度の間及び東経94度から175度の間の水域を航行区域とする総トン数20トン以上の船舶の乗組員
		甲板員・機関員	—	—	—	—		
		船長・機関長	—	—	—	—		
		一等航海士・機関士	—	—	—	—		
		二等航海士・機関士	—	—	—	—		
		三等航海士・機関士	—	—	—	—		
沿 海 ・ 平 水	沿 海	船長・機関長	10	46.6	672,418	40,227	632,191	港内又は湾内を航行区域とする総トン数5トン以上の船舶の乗組員
		一等航海士・機関士	—	—	—	—	—	
		二等航海士・機関士	4	47.0	479,363	86,978	392,385	
	平 水	三等航海士・機関士	—	—	—	—	—	
		甲板長・操機長	—	—	—	—	—	
		甲板手・操機手	1	62.5	474,502	77,835	396,667	
		甲板員・機関員	3	39.8	344,506	54,353	290,153	

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	
			きまっ て 支給す る 給 与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A)-(B)		
	人	歳	円	円	円		
教育 関 係 職 種	高等学校校長	—	—	—	—		
	高等学校教頭	—	—	—	—		
	高等学校教諭	—	—	—	—		
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	—	—	—	—	構成員50人以上の所の長(取締役 兼任者を除く。)	
	研 究 部 (課) 長	—	—	—	—	2室(係)以上又は構成員7人以上 の部(課)の長	
	研 究 室 (係) 長	—	—	—	—	構成員3人以上の室(係)の長	
	主 任 研 究 員	—	—	—	—	下記研究員より上位のもの	
	研 究 員	—	—	—	—		
医 療 関 係 職 種	研 究 補 助 員	—	—	—	—		
	病 院 長	—	—	—	—	部下に医師又は歯科医師5人以上	
	副 院 長	—	—	—	—	上記病院長に事故等があるときの 職務代行者	
	医 科 長	1	71.5	1,232,000	0	1,232,000	部下に医師又は歯科医師1人以上
	医 師	3	50.2	1,246,833	0	1,246,833	
	歯 科 医 師	—	—	—	—	—	
	薬 局 長	—	—	—	—	—	部下に薬剤師2人以上
	薬 剤 師	1	36.5	349,000	0	349,000	
	診 療 放 射 線 技 師	—	—	—	—	—	
	臨 床 検 査 技 師	—	—	—	—	—	
栄 養 理 学 作 業 総 看 護 師 長 看 護 師 長 看 護 師 准 看 護 師	栄 養 士	—	—	—	—	—	
	理 学 療 法 士	—	—	—	—	—	
	作 業 療 法 士	—	—	—	—	—	
	総 看 護 師 長	1	56.5	355,864	25,664	330,200	部下に看護師長5人以上
	看 護 師 長	—	—	—	—	—	部下に看護師又は准看護師5人以上
看 護 師	—	—	—	—	—		
准 看 護 師	—	—	—	—	—		

第18表 職種別・年齢階層別平均給与月額(規模計)

(令和5年職種別民間給与実態調査)

職種 給与 年齢 階層	支 店 長				事 務 部 長			
	平 均 給 与 月 額				平 均 給 与 月 額			
	き ま ま つ て る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A)-(B)	う ち 通 勤 手 当	き ま ま つ て る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A)-(B)	う ち 通 勤 手 当
歳 歳	円	円	円	円	円	円	円	円
18 ~ 19	-	-	-	-	-	-	-	-
20 ~ 21	-	-	-	-	-	-	-	-
22 ~ 23	-	-	-	-	-	-	-	-
24 ~ 25	-	-	-	-	-	-	-	-
26 ~ 27	-	-	-	-	-	-	-	-
28 ~ 29	-	-	-	-	-	-	-	-
30 ~ 31	-	-	-	-	-	-	-	-
32 ~ 33	-	-	-	-	-	-	-	-
34 ~ 35	-	-	-	-	-	-	-	-
36 ~ 37	-	-	-	-	-	-	-	-
38 ~ 39	-	-	-	-	※ 388,642	44,962	343,680	15,680
40 ~ 41	-	-	-	-	※ 475,648	2,942	472,706	2,344
42 ~ 43	-	-	-	-	※ 493,973	13,589	480,384	4,333
44 ~ 45	-	-	-	-	※ 612,184	0	612,184	3,357
46 ~ 47	※ 442,040	0	442,040	2,000	536,081	0	536,081	4,762
48 ~ 49	※ 610,261	69,146	541,115	8,151	477,640	11,738	465,902	6,322
50 ~ 51	-	-	-	-	614,375	6,956	607,419	7,687
52 ~ 53	-	-	-	-	539,661	5,170	534,491	3,337
54 ~ 55	※ 693,390	250	693,140	690	593,746	1,996	591,750	5,017
56 ~ 57	※ 528,121	0	528,121	4,411	516,921	793	516,128	5,633
58 ~ 59	※ 718,226	69	718,157	0	558,036	0	558,036	10,166
60 歳以上	-	-	-	-	463,998	0	463,998	12,891
計	628,337	15,642	612,695	2,789	539,463	3,970	535,493	6,362

(注) 1 表中「-」とあるのは、該当人員のないことを示す。
2 表中「※」とあるのは、調査実人員が5人以下であることを示す。

職種 給与 年齢 階層	事務部次長				事務課長					
	平均給与月額				平均給与月額					
	きま 支給 給与	まっ つす てる (A)	うち 時間 外 手当 (B)	(A)-(B)	うち 通勤 手 当	きま 支給 給与	まっ つす てる (A)	うち 時間 外 手当 (B)	(A)-(B)	うち 通勤 手 当
歳 歳	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
18 ~ 19	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20 ~ 21	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
22 ~ 23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
24 ~ 25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
26 ~ 27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
28 ~ 29	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
30 ~ 31	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
32 ~ 33	-	-	-	-	-	※ 362,484	536	361,948	3,814	
34 ~ 35	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
36 ~ 37	※ 406,447	8,568	397,879	0	※ 463,000	0	463,000	3,000		
38 ~ 39	-	-	-	-	395,833	869	394,964	6,873		
40 ~ 41	-	-	-	-	448,115	7,119	440,996	12,896		
42 ~ 43	-	-	-	-	462,798	3,766	459,032	6,041		
44 ~ 45	※ 513,877	0	513,877	7,077	445,150	10,749	434,401	8,110		
46 ~ 47	-	-	-	-	470,483	10,487	459,996	6,179		
48 ~ 49	531,220	0	531,220	1,032	478,966	3,586	475,380	5,880		
50 ~ 51	※ 578,152	0	578,152	8,419	517,808	14,922	502,886	7,780		
52 ~ 53	※ 573,922	0	573,922	35,779	463,376	1,787	461,589	5,361		
54 ~ 55	※ 453,616	559	453,057	12,728	531,271	23,593	507,678	4,887		
56 ~ 57	※ 480,979	0	480,979	7,758	479,762	14,336	465,426	4,789		
58 ~ 59	※ 401,450	0	401,450	8,945	477,867	60,931	416,936	5,232		
60 歳以上	-	-	-	-	※ 495,750	0	495,750	7,250		
計	495,224	405	494,819	8,687	475,631	10,757	464,874	6,625		

(注) 1 表中「-」とあるのは、該当人員のないことを示す。
2 表中「※」とあるのは、調査実人員が5人以下であることを示す。

職種 給与 年齢 階層	事務課長代理				事務係長			
	平均給与月額				平均給与月額			
	きま 支給 す る (A)	うち 時間 外 手当 (B)	(A)-(B)	うち 通勤 手 当	きま 支給 す る (A)	うち 時間 外 手当 (B)	(A)-(B)	うち 通勤 手 当
歳 歳	円	円	円	円	円	円	円	円
18 ~ 19	-	-	-	-	-	-	-	-
20 ~ 21	-	-	-	-	-	-	-	-
22 ~ 23	-	-	-	-	-	-	-	-
24 ~ 25	-	-	-	-	-	-	-	-
26 ~ 27	-	-	-	-	※ 271,500	0	271,500	0
28 ~ 29	-	-	-	-	※ 382,550	67,131	315,419	3,186
30 ~ 31	※ 280,390	0	280,390	4,100	※ 348,762	47,314	301,448	7,805
32 ~ 33	-	-	-	-	315,600	29,684	285,916	7,222
34 ~ 35	※ 364,815	11,150	353,665	6,065	377,267	38,983	338,284	4,165
36 ~ 37	398,598	26,722	371,876	7,823	395,678	22,305	373,373	3,235
38 ~ 39	431,705	27,672	404,033	2,655	385,343	97,524	287,819	1,575
40 ~ 41	403,780	42,959	360,821	6,508	354,608	22,507	332,101	3,618
42 ~ 43	※ 347,042	258	346,784	12,450	374,881	40,792	334,089	4,653
44 ~ 45	367,439	10,031	357,408	7,858	350,861	21,200	329,661	6,777
46 ~ 47	416,516	15,419	401,097	6,915	399,216	34,867	364,349	8,042
48 ~ 49	412,734	5,262	407,472	10,920	394,186	37,498	356,688	5,934
50 ~ 51	446,915	13,577	433,338	3,005	376,508	25,569	350,939	4,856
52 ~ 53	491,303	34,097	457,206	5,027	411,518	57,496	354,022	4,535
54 ~ 55	※ 438,948	11,265	427,683	4,295	358,157	15,895	342,262	5,233
56 ~ 57	※ 403,093	0	403,093	53,393	412,872	22,155	390,717	4,942
58 ~ 59	※ 426,100	0	426,100	0	466,688	84,012	382,676	3,489
60 歳以上	-	-	-	-	※ 435,501	26,901	408,600	11,000
計	411,847	20,190	391,657	7,819	381,031	36,690	344,341	5,223

(注) 1 表中「-」とあるのは、該当人員のないことを示す。
2 表中「※」とあるのは、調査実人員が5人以下であることを示す。

職種 給与 年齢 階層	事務主任					事務係員				
	平均給与月額					平均給与月額				
	きま 支給 給与	まっ つす る (A)	うち 時間 外 手当 (B)	(A)-(B)	うち 通勤 手 当	きま 支給 給与	まっ つす る (A)	うち 時間 外 手当 (B)	(A)-(B)	うち 通勤 手 当
歳 歳	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
18 ~ 19	—	—	—	—	※	196,258	21,833	174,425	4,463	
20 ~ 21	—	—	—	—		207,212	21,586	185,626	8,317	
22 ~ 23	—	—	—	—		220,678	20,855	199,823	4,731	
24 ~ 25	※	306,861	49,880	256,981	5,573	241,398	28,673	212,725	4,369	
26 ~ 27		283,492	37,029	246,463	3,120	240,497	18,790	221,707	5,326	
28 ~ 29		269,248	27,225	242,023	2,405	258,967	28,059	230,908	5,472	
30 ~ 31		299,886	28,644	271,242	5,055	262,787	24,397	238,390	3,809	
32 ~ 33		288,803	28,167	260,636	6,150	279,186	26,935	252,251	4,956	
34 ~ 35		297,148	35,714	261,434	5,824	281,078	23,076	258,002	4,605	
36 ~ 37		305,449	27,604	277,845	8,347	259,614	21,255	238,359	4,694	
38 ~ 39		318,173	27,452	290,721	5,579	277,593	34,168	243,425	6,361	
40 ~ 41		298,346	29,836	268,510	6,082	278,558	29,553	249,005	4,814	
42 ~ 43		302,199	23,077	279,122	7,044	288,367	25,341	263,026	5,162	
44 ~ 45		317,806	36,049	281,757	6,858	283,205	20,226	262,979	5,323	
46 ~ 47		318,139	21,838	296,301	5,226	259,798	16,344	243,454	5,021	
48 ~ 49		330,068	22,962	307,106	4,784	268,516	22,791	245,725	7,170	
50 ~ 51		296,029	19,843	276,186	3,831	287,745	20,832	266,913	4,357	
52 ~ 53		307,170	18,038	289,132	4,054	263,597	20,742	242,855	6,007	
54 ~ 55		325,237	20,940	304,297	6,383	289,269	30,147	259,122	6,578	
56 ~ 57		329,419	14,527	314,892	4,893	296,508	24,539	271,969	5,565	
58 ~ 59		308,853	11,214	297,639	4,000	306,880	25,506	281,374	9,114	
60 歳以上		—	—	—	—	265,182	27,733	237,449	7,306	
計		306,509	26,470	280,039	5,599	266,262	24,239	242,023	5,340	

(注) 1 表中「—」とあるのは、該当人員のないことを示す。
2 表中「※」とあるのは、調査実人員が5人以下であることを示す。

職種 給与 年齢 階層	工場長					技術部長				
	平均給与月額					平均給与月額				
	きま 支給 給与	まっ つす てる (A)	うち 時間 外 手当 (B)	(A)-(B)	うち 通勤 手 当	きま 支給 給与	まっ つす てる (A)	うち 時間 外 手当 (B)	(A)-(B)	うち 通勤 手 当
歳 歳	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
18 ~ 19	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20 ~ 21	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
22 ~ 23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
24 ~ 25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
26 ~ 27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
28 ~ 29	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
30 ~ 31	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
32 ~ 33	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
34 ~ 35	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
36 ~ 37	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
38 ~ 39	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
40 ~ 41	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
42 ~ 43	-	-	-	-	-	※ 568,900	0	568,900	5,300	
44 ~ 45	-	-	-	-	-	※ 546,000	0	546,000	5,000	
46 ~ 47	-	-	-	-	-	※ 577,027	0	577,027	6,246	
48 ~ 49	-	-	-	-	-	651,195	0	651,195	2,783	
50 ~ 51	-	-	-	-	-	562,191	18,070	544,121	3,550	
52 ~ 53	※ 613,900	0	613,900	6,400		716,728	10,759	705,969	3,513	
54 ~ 55	-	-	-	-	-	755,787	337	755,450	2,039	
56 ~ 57	※ 633,400	0	633,400	400	※	828,187	2,441	825,746	946	
58 ~ 59	※ 923,322	0	923,322	0		685,998	2,587	683,411	3,529	
60 歳以上	※ 901,500	0	901,500	0	※	501,971	0	501,971	4,658	
計	※ 770,997	0	770,997	1,589		677,922	4,102	673,820	3,198	

(注) 1 表中「-」とあるのは、該当人員のないことを示す。
2 表中「※」とあるのは、調査実人員が5人以下であることを示す。

職種 給与 年齢 階層	技 術 部 次 長					技 術 課 長				
	平 均 給 与 月 額					平 均 給 与 月 額				
	き ま 支 給 与	ま っ す て る (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A)-(B)	う ち 通 勤 手 当	き ま 支 給 与	ま っ す て る (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A)-(B)	う ち 通 勤 手 当
歳 歳	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
18 ~ 19	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20 ~ 21	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
22 ~ 23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
24 ~ 25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
26 ~ 27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
28 ~ 29	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
30 ~ 31	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
32 ~ 33	-	-	-	-	-	※ 342,669	49,369	293,300	800	
34 ~ 35	-	-	-	-	-	※ 435,278	80,678	354,600	3,000	
36 ~ 37	-	-	-	-	-	357,652	7,191	350,461	8,318	
38 ~ 39	-	-	-	-	-	540,242	47,195	493,047	5,095	
40 ~ 41	※ 390,300	0	390,300	9,000	586,938	89,767	497,171	3,027		
42 ~ 43	-	-	-	-	567,437	41,048	526,389	3,549		
44 ~ 45	※ 409,600	0	409,600	4,200	634,779	74,776	560,003	3,404		
46 ~ 47	-	-	-	-	601,205	40,073	561,132	4,484		
48 ~ 49	-	-	-	-	601,795	53,176	548,619	4,216		
50 ~ 51	-	-	-	-	580,930	36,858	544,072	3,035		
52 ~ 53	※ 636,597	0	636,597	1,572	574,797	24,014	550,783	4,571		
54 ~ 55	※ 906,798	43,798	863,000	0	567,332	12,473	554,859	5,309		
56 ~ 57	※ 937,000	47,000	890,000	0	600,919	10,711	590,208	3,293		
58 ~ 59	※ 451,936	0	451,936	6,809	525,280	9,293	515,987	4,179		
60 歳以上	-	-	-	-	※ 473,164	0	473,164	3,098		
計	650,513	15,611	634,902	3,037	578,257	40,496	537,761	4,012		

(注) 1 表中「-」とあるのは、該当人員のないことを示す。
2 表中「※」とあるのは、調査実人員が5人以下であることを示す。

職種 給与 年齢 階層	技 術 課 長 代 理					技 術 係 長				
	平 均 給 与 月 額					平 均 給 与 月 額				
	き ま 支 給	ま っ す 給 与 (A)	て る う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A)-(B)	う ち 通 勤 手 当	き ま 支 給	ま っ す 給 与 (A)	て る う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A)-(B)	う ち 通 勤 手 当
歳 歳	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
18 ~ 19	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20 ~ 21	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
22 ~ 23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
24 ~ 25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
26 ~ 27	-	-	-	-	-	※ 268,541	56,312	212,229	1,932	-
28 ~ 29	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
30 ~ 31	-	-	-	-	-	※ 371,010	73,452	297,558	9,343	-
32 ~ 33	※ 324,025	27,388	296,637	700	※ 371,290	43,928	327,362	4,615	-	-
34 ~ 35	-	-	-	-	-	404,424	66,633	337,791	4,254	-
36 ~ 37	※ 636,630	233,975	402,655	3,608	493,300	101,177	392,123	2,766	-	-
38 ~ 39	※ 398,859	79,151	319,708	2,122	489,704	95,097	394,607	2,481	-	-
40 ~ 41	※ 426,499	26,662	399,837	7,509	472,621	81,892	390,729	4,383	-	-
42 ~ 43	※ 613,905	191,506	422,399	1,299	436,965	67,894	369,071	4,465	-	-
44 ~ 45	※ 492,907	89,005	403,902	2,589	594,321	149,856	444,465	2,290	-	-
46 ~ 47	419,201	49,903	369,298	6,259	570,633	143,646	426,987	3,808	-	-
48 ~ 49	444,016	46,699	397,317	3,293	522,776	131,216	391,560	3,307	-	-
50 ~ 51	494,265	48,798	445,467	3,096	452,332	80,037	372,295	4,181	-	-
52 ~ 53	※ 422,746	4,730	418,016	3,124	527,957	112,118	415,839	1,852	-	-
54 ~ 55	※ 418,196	6,998	411,198	2,929	487,709	67,956	419,753	11,442	-	-
56 ~ 57	※ 552,200	0	552,200	4,500	490,434	82,202	408,232	4,658	-	-
58 ~ 59	※ 700,000	40,000	660,000	0	579,804	107,215	472,589	3,187	-	-
60 歳以上	-	-	-	-	※ 397,317	3,954	393,363	6,672	-	-
計	458,515	55,194	403,321	3,792	492,456	96,661	395,795	4,032	-	-

(注) 1 表中「-」とあるのは、該当人員のないことを示す。
2 表中「※」とあるのは、調査実人員が5人以下であることを示す。

職種 給与 年齢 階層	技 術 主 任					技 術 係 員				
	平 均 給 与 月 額					平 均 給 与 月 額				
	ま っ て る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A)-(B)	う ち 通 勤 手 当	ま っ て る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A)-(B)	う ち 通 勤 手 当		
歳 歳	円	円	円	円	円	円	円	円		
18 ~ 19	—	—	—	—	203,443	27,917	175,526	2,625		
20 ~ 21	—	—	—	—	245,278	48,794	196,484	1,616		
22 ~ 23	—	—	—	—	236,794	33,727	203,067	2,686		
24 ~ 25	—	—	—	—	287,914	52,206	235,708	2,034		
26 ~ 27	295,559	21,421	274,138	12,593	307,202	59,415	247,787	1,937		
28 ~ 29	330,516	54,266	276,250	3,586	355,463	69,977	285,486	7,509		
30 ~ 31	307,677	8,448	299,229	7,321	401,615	96,807	304,808	1,983		
32 ~ 33	361,891	36,581	325,310	5,525	414,623	94,120	320,503	9,563		
34 ~ 35	387,237	58,831	328,406	4,058	414,734	79,457	335,277	2,130		
36 ~ 37	306,166	34,951	271,215	10,028	421,085	86,283	334,802	4,650		
38 ~ 39	380,325	56,558	323,767	5,104	414,558	73,561	340,997	4,679		
40 ~ 41 ※	465,299	130,495	334,804	3,877	453,483	90,313	363,170	4,459		
42 ~ 43	455,245	62,975	392,270	4,380	409,040	65,231	343,809	5,905		
44 ~ 45 ※	485,869	108,421	377,448	7,603	426,642	74,947	351,695	4,602		
46 ~ 47	420,422	84,988	335,434	4,215	398,778	50,356	348,422	3,571		
48 ~ 49	573,670	132,058	441,612	8,377	476,387	92,062	384,325	5,255		
50 ~ 51 ※	400,229	60,471	339,758	5,913	439,477	60,127	379,350	2,963		
52 ~ 53	493,080	100,331	392,749	9,204	397,736	59,835	337,901	5,353		
54 ~ 55 ※	580,959	111,679	469,280	6,011	327,729	30,800	296,929	1,423		
56 ~ 57 ※	589,400	28,833	560,567	4,567	426,717	45,397	381,320	5,636		
58 ~ 59	—	—	—	—	※ 404,594	39,660	364,934	2,362		
60 歳以上 ※	268,512	31,212	237,300	4,600	※ 265,659	1,683	263,976	4,176		
計	396,387	60,820	335,567	6,325	383,627	69,629	313,998	4,258		

(注) 1 表中「—」とあるのは、該当人員のないことを示す。
2 表中「※」とあるのは、調査実人員が5人以下であることを示す。

職種 給与 年齢 階層	臨床検査技師					栄養士				
	平均給与月額					平均給与月額				
	きま 支給 給与	まっ つて る 給与 (A)	うち 時間 外 手当 (B)	(A)-(B)	うち 通勤 手 当	きま 支給 給与	まっ つて る 給与 (A)	うち 時間 外 手当 (B)	(A)-(B)	うち 通勤 手 当
歳 歳	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
18～19	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
20～21	—	—	—	—	—	※ 175,157	2,650	172,507	—	0
22～23	—	—	—	—	—	※ 222,500	0	222,500	6,500	6,500
24～25	244,704	21,525	223,179	5,522	※ 219,211	859	218,352	6,145	6,145	
26～27	※ 297,072	27,160	269,912	2,496	—	—	—	—	—	—
28～29	294,297	18,750	275,547	5,069	※ 228,506	6,196	222,310	7,391	7,391	
30～31	※ 267,985	26,532	241,453	7,298	※ 237,577	6,077	231,500	—	0	
32～33	—	—	—	—	※ 247,050	0	247,050	5,550	5,550	
34～35	※ 346,935	30,128	316,807	4,312	※ 230,933	571	230,362	4,935	4,935	
36～37	※ 289,000	42,000	247,000	5,000	※ 279,129	6,390	272,739	8,735	8,735	
38～39	※ 309,673	20,215	289,458	4,859	246,370	5,730	240,640	5,693	5,693	
40～41	※ 408,781	32,965	375,816	2,579	※ 209,795	16,295	193,500	—	0	
42～43	※ 396,210	55,437	340,773	2,955	※ 243,703	5,735	237,968	4,674	4,674	
44～45	※ 364,019	25,319	338,700	3,550	※ 229,202	0	229,202	4,533	4,533	
46～47	※ 342,886	24,881	318,005	13,084	※ 258,707	16,257	242,450	7,100	7,100	
48～49	※ 414,484	59,158	355,326	1,684	※ 303,360	6,330	297,030	5,965	5,965	
50～51	※ 435,748	42,248	393,500	18,000	※ 260,172	1,992	258,180	—	0	
52～53	※ 371,811	37,469	334,342	1,211	—	—	—	—	—	
54～55	—	—	—	—	※ 359,400	0	359,400	—	0	
56～57	※ 418,931	19,261	399,670	6,328	—	—	—	—	—	
58～59	※ 485,511	4,351	481,160	4,424	—	—	—	—	—	
60歳以上	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
計	335,201	26,843	308,358	5,091	244,687	4,298	240,389	5,275	5,275	

(注) 1 表中「—」とあるのは、該当人員のないことを示す。
2 表中「※」とあるのは、調査実人員が5人以下であることを示す。

職種 給与 年齢 階層	理 学 療 法 士					作 業 療 法 士				
	平 均 給 与 月 額					平 均 給 与 月 額				
	ま 給 与 (A)	つ す る (A)	う ち 手 当 (B)	(A)-(B)	う ち 手 当 (B)	ま 給 与 (A)	つ す る (A)	う ち 手 当 (B)	(A)-(B)	う ち 手 当 (B)
歳 階	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
18 ~ 19	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20 ~ 21	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
22 ~ 23	※ 234,500		0	234,500	3,250	※ 235,192		0	235,192	12,021
24 ~ 25	※ 230,267		2,349	227,918	1,200	※ 239,550		0	239,550	6,800
26 ~ 27	※ 245,105		1,464	243,641	7,495	※ 240,300		0	240,300	4,000
28 ~ 29	※ 232,391		646	231,745	10,122	※ 250,170		534	249,636	7,111
30 ~ 31	※ 288,347		5,349	282,998	3,011	※ 289,450		0	289,450	30,000
32 ~ 33	※ 273,403		0	273,403	6,585	※ 270,500		0	270,500	0
34 ~ 35	※ 305,154		2,524	302,630	5,734	※ 306,213		12,775	293,438	5,167
36 ~ 37	※ 301,240		133	301,107	5,630	294,733		2,270	292,463	11,505
38 ~ 39	※ 304,581		5,059	299,522	2,876	※ 284,940		1,962	282,978	6,073
40 ~ 41	333,001		573	332,428	3,876	※ 316,098		0	316,098	9,000
42 ~ 43	304,381		6,048	298,333	3,684	※ 274,012		2,101	271,911	6,131
44 ~ 45	-		-	-	-	※ 282,786		0	282,786	1,729
46 ~ 47	※ 391,934		5,526	386,408	7,066	※ 314,166		0	314,166	7,079
48 ~ 49	※ 379,500		0	379,500	1,000	※ 362,130		0	362,130	7,130
50 ~ 51	※ 377,803		5,840	371,963	4,717	※ 395,700		0	395,700	12,900
52 ~ 53	※ 530,960		15,260	515,700	55,000	-		-	-	-
54 ~ 55	※ 369,183		0	369,183	9,442	※ 392,068		0	392,068	23,601
56 ~ 57	※ 558,830		0	558,830	38,830	※ 386,950		0	386,950	6,500
58 ~ 59	※ 414,346		0	414,346	3,896	-		-	-	-
60 歳以上	-		-	-	-	-		-	-	-
計	309,625		2,192	307,433	6,162	287,170		1,896	285,274	9,441

(注) 1 表中「-」とあるのは、該当人員のないことを示す。
2 表中「※」とあるのは、調査実人員が5人以下であることを示す。

職種 給与 年齢 階層	総 看 護 師 長					看 護 師 長				
	平 均 給 与 月 額					平 均 給 与 月 額				
	き ま 支 給 与	ま っ す て る (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A)-(B)	う ち 通 勤 手 当	き ま 支 給 与	ま っ す て る (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A)-(B)	う ち 通 勤 手 当
歳 歳	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
18 ~ 19	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20 ~ 21	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
22 ~ 23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
24 ~ 25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
26 ~ 27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
28 ~ 29	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
30 ~ 31	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
32 ~ 33	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
34 ~ 35	-	-	-	-	-	※ 367,795	54,873	312,922	6,876	
36 ~ 37	-	-	-	-	-	※ 433,707	16,990	416,717	9,000	
38 ~ 39	-	-	-	-	-	※ 403,768	8,768	395,000	9,356	
40 ~ 41	-	-	-	-	-	※ 363,522	11,692	351,830	5,770	
42 ~ 43	-	-	-	-	-	412,258	23,781	388,477	3,801	
44 ~ 45	-	-	-	-	-	435,399	37,694	397,705	4,686	
46 ~ 47	-	-	-	-	-	435,395	32,039	403,356	5,270	
48 ~ 49	-	-	-	-	-	435,994	31,882	404,112	4,270	
50 ~ 51	-	-	-	-	-	415,342	18,055	397,287	6,033	
52 ~ 53	※ 441,567	8,467	433,100	2,650	435,151	13,455	421,696	4,157		
54 ~ 55	※ 479,122	0	479,122	988	※ 411,492	8,602	402,890	6,321		
56 ~ 57	※ 421,998	19,327	402,671	3,163	※ 547,672	31,135	516,537	7,468		
58 ~ 59	※ 466,432	14,532	451,900	6,900	※ 520,877	55,546	465,331	18,091		
60 歳以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	455,426	11,349	444,077	3,963	428,768	26,180	402,588	6,025		

(注) 1 表中「-」とあるのは、該当人員のないことを示す。
2 表中「※」とあるのは、調査実人員が5人以下であることを示す。

職種 給与 年齢 階層	看 護 師					准 看 護 師				
	平 均 給 与 月 額					平 均 給 与 月 額				
	ま っ てる 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A)-(B)	う ち 通 勤 手 当		ま っ てる 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A)-(B)	う ち 通 勤 手 当	
歳 歳	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
18 ~ 19	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
20 ~ 21	—	—	—	—	※	254,356	53,316	201,040	4,200	
22 ~ 23	289,914	29,351	260,563	3,929	—	—	—	—	—	
24 ~ 25	315,510	20,734	294,776	4,415	※	257,880	52,500	205,380	4,200	
26 ~ 27	322,162	44,567	277,595	4,355	※	273,407	58,067	215,340	4,200	
28 ~ 29	334,053	33,958	300,095	3,445	—	—	—	—	—	
30 ~ 31	333,376	11,191	322,185	3,512	※	308,666	52,848	255,818	5,139	
32 ~ 33	331,534	23,130	308,404	2,254	※	275,300	56,600	218,700	7,400	
34 ~ 35	※	344,217	69,351	274,866	3,533	—	—	—	—	
36 ~ 37	320,170	55,190	264,980	4,219	—	—	—	—	—	
38 ~ 39	325,722	37,015	288,707	5,036	※	253,588	16,915	236,673	5,612	
40 ~ 41	368,524	34,325	334,199	6,586	※	290,550	30,000	260,550	3,800	
42 ~ 43	343,546	54,304	289,242	4,762	※	308,234	37,505	270,729	763	
44 ~ 45	396,797	47,160	349,637	5,500	※	297,809	31,282	266,527	2,800	
46 ~ 47	338,977	52,059	286,918	5,394	※	337,311	38,178	299,133	7,996	
48 ~ 49	368,187	46,667	321,520	5,207	※	304,400	47,500	256,900	21,000	
50 ~ 51	374,092	63,953	310,139	3,310	※	293,288	47,856	245,432	4,990	
52 ~ 53	※	346,494	46,988	299,506	5,714	※	347,171	34,991	312,180	2,700
54 ~ 55	397,982	50,603	347,379	7,841	※	326,901	39,191	287,710	3,875	
56 ~ 57	400,301	29,880	370,421	6,237	※	267,640	24,352	243,288	2,565	
58 ~ 59	438,633	64,100	374,533	6,696	※	339,919	67,199	272,720	6,088	
60 歳以上	—	—	—	—	※	259,050	13,750	245,300	2,000	
計	348,968	40,488	308,480	4,844	298,325	40,878	257,447	5,100		

(注) 1 表中「—」とあるのは、該当人員のないことを示す。
2 表中「※」とあるのは、調査実人員が5人以下であることを示す。

第19表 公民比較の対応表

県職員（行政職）		対 応 民 間 職 種		
職務の級	代表的な職	企業規模500人以上	企業規模100人以上 500人未満	企業規模100人未満
9 級	部 長	支 店 長 工 場 長 部 長 部 次 長	/	/
8 級	局 長	課 長		
7 級	参 事		支 店 長 工 場 長 部 次 長	支 店 長 工 場 長 部 長 部 次 長
6 級	課 長	課 長 代 理	課 長	課 長
5 級	主 幹			
4 級	専 門 員	係 長	課 長 代 理	課 長 代 理
3 級	係 主 長 任		係 長	係 長
2 級	主 事 、 技 師	主 任 (一部は3、4級に対応)	主 任 (一部は3級に対応)	主 任 (一部は3級に対応)
1 級	主 事 、 技 師	係 員	係 員	係 員

※ 公民較差の算定方法

次の手順(ラスパイレ方式)により算定

- 1 民間給与について、県職員の「職務の級」の区分に対応した職種ごとに、学歴別、年齢階層別(2歳区分)の平均給与を算定
- 2 1により算定された平均給与に対応する「職務の級」の区分の県職員数を乗じ、民間事業所の従業員数と県の職員数が同じであると仮定した場合の給与総額を算定
- 3 2により算定された給与総額を県職員数で除したものを民間の平均給与とし(加重平均)、それと県職員の平均給与とを比較して較差を算出

第20表 民間における給与改定の状況

(令和5年職種別民間給与実態調査)

役職 段階	項目			
	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベース慣行なし
係 員	51.4 %	6.4 %	0.0 %	42.2 %
課 長 級	43.6	11.7	0.0	44.7

(注) ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。

第21表 民間における定期昇給の実施状況

(令和5年職種別民間給与実態調査)

役職 段階	項目	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし
			増 額	減 額	変化なし		
			%	%	%		
係 員	92.3 %	91.6 %	40.5 %	0.0 %	51.1 %	0.7 %	7.7 %
課 長 級	86.1	85.4	34.6	0.0	50.8	0.7	13.9

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第22表 民間における家族手当の支給状況

(令和5年職種別民間給与実態調査)

支 給 の 有 無		事 業 所 割 合
家族手当制度がある		75.1 %
配偶者に家族手当を支給する		(91.5 %)
家族手当制度がない		24.9 %
扶養家族の 構 成 別 支 給 月 額	配 偶 者	11,480 円
	配偶者と子1人	16,192 円
	配偶者と子2人	20,425 円

(注) 1 ()内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。

(注) 2 支給月額、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

第23表 民間における在宅勤務関連手当の支給状況

その1 在宅勤務の実施状況及び在宅勤務関連手当の支給状況

(令和5年職種別民間給与実態調査)

在宅勤務を実施している	在宅勤務手当を支給する	在宅勤務手当を支給しない	在宅勤務を実施していない
27.2 %	(23.7) %	(76.3) %	72.8 %

(注) ()内は在宅勤務を実施している事業所を100とした割合である。

その2 在宅勤務関連手当の支給の検討状況

(令和5年職種別民間給与実態調査)

検討している	検討していない
26.9 %	73.1 %

(注) 在宅勤務を実施している事業所のうち在宅勤務手当を支給しない事業所を100とした割合である。

第24表 民間における特別給の支給状況

(令和5年職種別民間給与実態調査)

項目	区分		事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
平均所定内給与月額	下半期 (A1)		349,480 円	259,723 円
	上半期 (A2)		354,346 円	263,399 円
特別給の支給額	下半期 (B1)		791,065 円	468,969 円
	上半期 (B2)		786,536 円	475,727 円
特別給の支給割合	下半期 (B1)/(A1)		2.26 月分	1.81 月分
	上半期 (B2)/(A2)		2.22 月分	1.81 月分
年間の平均			4.48 月分	3.62 月分

(注) 下半期とは令和4年8月から令和5年1月まで、上半期とは同年2月から同年7月までの期間をいう。

備考 県職員の場合、現行の年間支給割合は、4.40月分である。

第25表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(令和5年職種別民間給与実態調査)

項目	区分	部長級(非役員)		課長級		係員	
		一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
		%	%	%	%	%	%
規模計		50.9	49.1	49.7	50.3	55.5	44.5
	500人以上	38.3	61.7	41.0	59.0	49.9	50.1
	100人以上 500人未満	54.9	45.1	51.4	48.6	55.7	44.3
	100人未満	64.0	36.0	60.3	39.7	63.8	36.2

4 生計費關係資料

令和5年4月の標準生計費算定方法の概要

総務省の「全国家計構造調査」、「全国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」に基づき、令和5年4月の標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

1 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ「全国家計構造調査」、「全国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」の次に掲げる大分類項目に対応する。

食料費……………食料

住居関係費……………住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費……………被服及び履物

雑費Ⅰ……………保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ……………その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

2 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

1人世帯については、令和元年の「全国家計構造調査」及び「全国単身世帯収支実態調査」を基礎として算定した令和3年4月の費目別標準生計費に、消費動向の変動分を加味して、令和5年4月の費目別標準生計費を算定した。

2人～5人世帯については、「家計調査」（全国・勤労者世帯）における令和5年4月の費目別平均支出金額（日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

（参考）費目別、世帯人員別生計費換算乗数

令和4年1月～12月の「家計調査」の調査世帯（全国・勤労者世帯）のうち、有業人員が1人で夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除して費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

第26表 費目別・世帯人員別生計費換算乗数

費目 \ 世帯人員	2 人	3 人	4 人	5 人
食 料 費	0.371	0.584	0.797	1.010
住 居 関 係 費	0.894	0.812	0.731	0.649
被 服 ・ 履 物 費	0.290	0.469	0.648	0.827
雑 費 I	0.178	0.341	0.504	0.667
雑 費 II	0.227	0.315	0.404	0.493

第27表 費目別・世帯人員別標準生計費(令和5年4月)

その1 全 国

費目 \ 世帯人員	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
	円	円	円	円	円
食 料 費	33,220	33,500	52,750	72,000	91,240
住 居 関 係 費	46,640	49,610	45,080	40,550	36,020
被 服 ・ 履 物 費	5,760	3,920	6,340	8,760	11,180
雑 費 I	24,830	25,830	49,460	73,090	96,720
雑 費 II	10,460	12,220	16,990	21,770	26,540
計	120,910	125,080	170,620	216,170	261,700

その2 松山市

費目 \ 世帯人員	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
	円	円	円	円	円
食 料 費	27,350	27,580	43,420	59,270	75,100
住 居 関 係 費	27,100	28,830	26,200	23,560	20,930
被 服 ・ 履 物 費	3,990	2,720	4,390	6,070	7,750
雑 費 I	12,950	13,470	25,790	38,110	50,430
雑 費 II	5,670	6,620	9,210	11,800	14,390
計	77,060	79,220	109,010	138,810	168,600

5 勞働經濟指標關係資料

その1 賃金・労働時間・消費支出・物価指数

その2 雇 用 ・ 生 産

第28表 労働経済指標

その1 賃金・労働時間・消費支出・物価指数

項目 年月	① きまって支給する給与 (調査産業計) (厚生労働省・愛媛県)								② 総実労働時間数 (調査産業計) (厚生労働省・愛媛県)			
					うち所定内給与						うち所定外労働時間数	
	全 国		愛 媛 県		全 国		愛 媛 県		全 国	愛媛県	全 国	愛媛県
	金額	前年度比・ 前年同月比	金額	前年度比・ 前年同月比	金額	前年度比・ 前年同月比	金額	前年度比・ 前年同月比				
	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	時間	時間	時間	時間
令和3年(度)	298.2	1.7	250.5	△ 0.2	274.4	1.1	231.5	△ 0.9	142.5	146.0	11.7	10.8
令和4年(度)	304.5	2.1	252.3	0.7	279.6	1.9	231.7	0.1	143.5	144.2	12.2	11.6
令和4年4月	307.9	2.5	256.4	2.1	281.9	2.2	235.0	1.4	149.0	149.6	12.9	12.1
5月	301.2	2.2	251.4	0.6	277.2	1.9	231.3	0.0	137.6	140.9	11.7	11.7
6月	304.0	2.3	252.1	0.1	280.0	2.1	231.9	△ 0.8	149.6	149.9	12.1	11.3
7月	303.7	2.0	252.8	0.1	279.1	1.9	233.0	△ 0.3	147.0	145.4	12.1	11.2
8月	301.9	2.3	249.4	△ 0.4	277.7	2.2	230.4	△ 0.7	139.1	139.9	11.3	9.9
9月	304.0	2.6	251.5	△ 0.6	279.7	2.2	231.1	△ 1.4	144.0	144.8	12.2	11.6
10月	305.3	2.3	250.3	△ 1.8	279.9	1.8	229.4	△ 2.7	144.5	144.8	12.6	11.9
11月	305.7	2.6	255.6	2.0	280.0	2.2	233.8	1.3	146.0	147.1	12.6	12.2
12月	305.9	2.5	255.5	1.0	280.1	2.3	233.6	0.4	144.2	145.2	12.6	11.9
令和5年1月	303.9	1.7	246.5	△ 2.1	279.5	1.7	226.1	△ 2.0	135.7	131.6	11.8	10.3
2月	303.5	1.4	245.9	△ 1.1	279.1	1.5	226.5	△ 0.8	139.7	136.7	12.0	10.0
3月	306.8	1.0	246.5	△ 2.4	281.6	1.0	227.8	△ 1.7	145.8	139.9	12.5	10.1
4月	310.9	1.0	248.1	△ 3.2	285.1	1.2	229.3	△ 2.5	148.3	143.5	12.6	10.0
5月	307.7	2.1	245.7	△ 2.3	283.5	2.2	226.3	△ 2.2	140.9	137.6	11.7	10.2
6月	309.5	1.8	246.5	△ 2.3	285.2	1.8	228.0	△ 1.6	149.7	144.5	11.9	9.7

(注) 1 ①、④、⑤は令和2年基準である。
2 ①、②は、事業所規模30人以上の数値である。

③ 消費支出（二人以上の世帯） （総務省）						④ 消費者物価指数 （総務省）		⑤ 国内企業 物価指数 （日本銀行）
全 国			松 山 市			全 国	松 山 市	
金 額	前年比・ 前年同月比	エンゲル 係 数	金 額	前年比・ 前年同月比	エンゲル 係 数	前年度比・ 前年同月比	前年比・ 前年同月比	前年度比・ 前年同月比
千円	%	%	千円	%	%	%	%	%
279.0	0.4	27.2	243.5	1.4	27.8	0.1	△ 0.5	7.1
290.9	4.2	26.6	245.1	0.6	27.7	3.2	2.1	9.5
304.5	1.2	24.2	247.3	△ 2.0	26.0	2.5	1.7	10.2
287.7	2.4	27.1	234.8	△ 4.5	28.3	2.5	1.7	9.6
276.9	6.4	26.8	230.3	8.0	28.1	2.4	2.2	9.8
285.3	6.6	27.2	225.6	△ 5.7	29.5	2.6	2.5	9.5
290.0	8.8	27.5	251.8	13.9	26.6	3.0	2.9	9.8
281.0	5.9	27.4	240.7	9.6	26.7	3.0	2.8	10.4
298.0	5.7	26.9	230.8	△ 13.3	30.5	3.7	3.1	9.7
285.9	3.2	26.8	228.8	△ 10.3	30.6	3.8	3.3	10.0
328.1	3.4	28.7	271.1	△ 7.6	30.6	4.0	3.2	10.6
301.6	4.8	25.4	206.4	△ 14.5	31.8	4.3	3.7	9.5
272.2	5.6	27.1	203.5	△ 17.6	31.1	3.3	2.3	8.3
312.8	1.8	25.7	215.8	△ 25.8	32.2	3.2	2.6	7.4
303.1	△ 0.5	26.0	200.9	△ 18.8	34.7	3.5	3.1	5.8
286.4	△ 0.4	28.7	208.3	△ 11.3	35.6	3.2	3.5	5.1
275.5	△ 0.5	28.2	179.8	△ 21.9	38.4	3.3	3.5	4.1

その2 雇用・生産

項目 年月	⑥ 常用雇用指数 (調査産業計) (厚生労働省)	⑦ 完全失業率 (総務省)	⑧ 有効求人倍率 (厚生労働省・愛媛県)		⑨ 実質国内 総生産 (内閣府)
	全国	全 国	全 国	愛 媛 県	全 国
	前年度比・ 前年同月比	(季節調整値)	(季節調整値)	(季節調整値)	前年度比・ 前 期 比
	%	%	倍	倍	%
令和3年度	△ 0.4	2.8	1.16	1.31	2.7
令和4年度	△ 0.3	2.6	1.31	1.44	1.4
令和4年4月	△ 1.1	2.6	1.24	1.39	1.3
5月	△ 0.9	2.6	1.25	1.41	
6月	△ 0.6	2.6	1.27	1.43	
7月	△ 0.6	2.6	1.28	1.44	△ 0.3
8月	△ 0.5	2.5	1.31	1.45	
9月	△ 0.4	2.6	1.32	1.46	
10月	△ 0.5	2.6	1.34	1.48	0.1
11月	△ 0.3	2.5	1.35	1.47	
12月	△ 0.3	2.5	1.36	1.48	
令和5年1月	0.6	2.4	1.35	1.47	0.8
2月	0.6	2.6	1.34	1.44	
3月	0.6	2.8	1.32	1.41	
4月	0.7	2.6	1.32	1.38	1.2
5月	0.8	2.6	1.31	1.39	
6月	0.6	2.5	1.30	1.37	

- (注) 1 ⑥は、事業所規模30人以上の数値であり、令和2年基準である。
2 ⑧は、新規学卒を除き、パートタイムを含むものである。
3 ⑨は、平成27年基準である。